

I 全体構想

第1章 計画の目的と内容

1. 計画の目的

(1) 計画策定の背景と目的

横手市は、豊かな自然環境と美しい田園に囲まれた都市であり、多様な都市機能が集積し、県南地域の中心都市として発展してきました。

横手市は、2005（平成17）年10月に平鹿郡8市町村が合併し、新たな「横手市」として誕生しました。従来から一体的な生活圏を形成していましたが、より一体的なまちづくりを推進していくため、2009（平成21）年3月に横手市都市計画マスタープランを策定し、「豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市」の形成に取り組んできました。

策定から10年が経過し、人口減少、少子高齢化の進展は一層深刻な状況となり、中山間や田園地域の高齢化、過疎化だけではなく、中心部においても空き地・空き家、空き店舗が増加し、空洞化が深刻化しています。このままでは医療、福祉、商業、子育て支援、公共交通等の生活サービス機能の維持が困難になるほか、財政制約の高まりにより、公共建築物や道路、橋梁などの都市基盤施設の維持管理や除排雪の維持が困難になることが懸念されます。

こうした課題に対応し、横手市をより快適で、暮らしやすい、持続可能なまちにしてい くために、現行の横手市都市計画マスタープランの見直しを図るとともに、持続可能なまちづくりへの取り組み方針として横手市立地適正化計画を策定します。

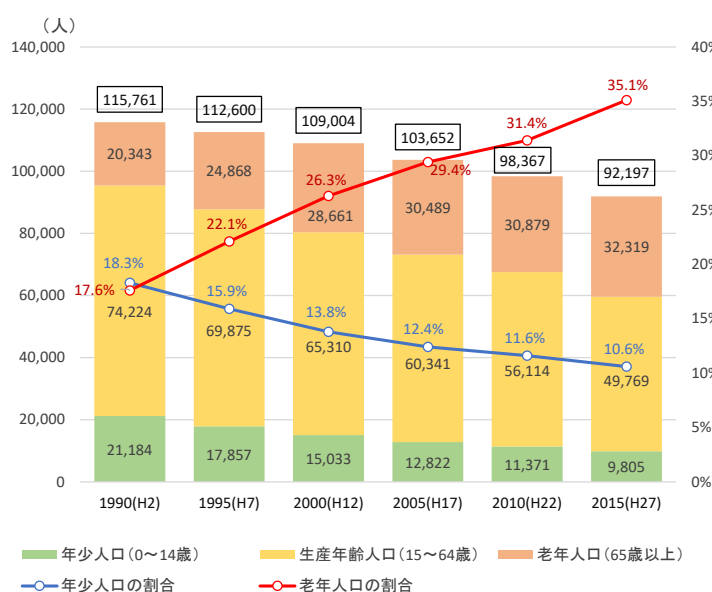
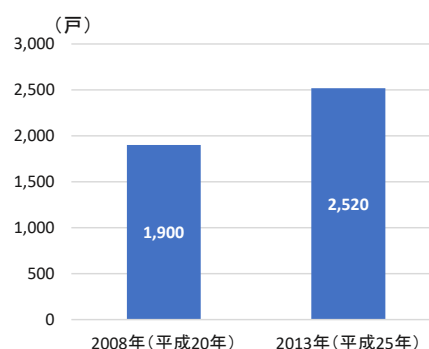


図1 行政区域の人口の推移（出典：国勢調査）



※二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅の空き家を除く

図2 空き家の推移
(出典：住宅・土地統計調査)

（２）計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、「第 2 次横手市総合計画」や秋田県が定める「横手都市計画区域マスタープラン」に即して定めるものです。

また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適性化を図るための計画」として定めるもので、横手市都市計画マスタープランの一部として、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、居住や都市機能を誘導する区域等を示すものです。

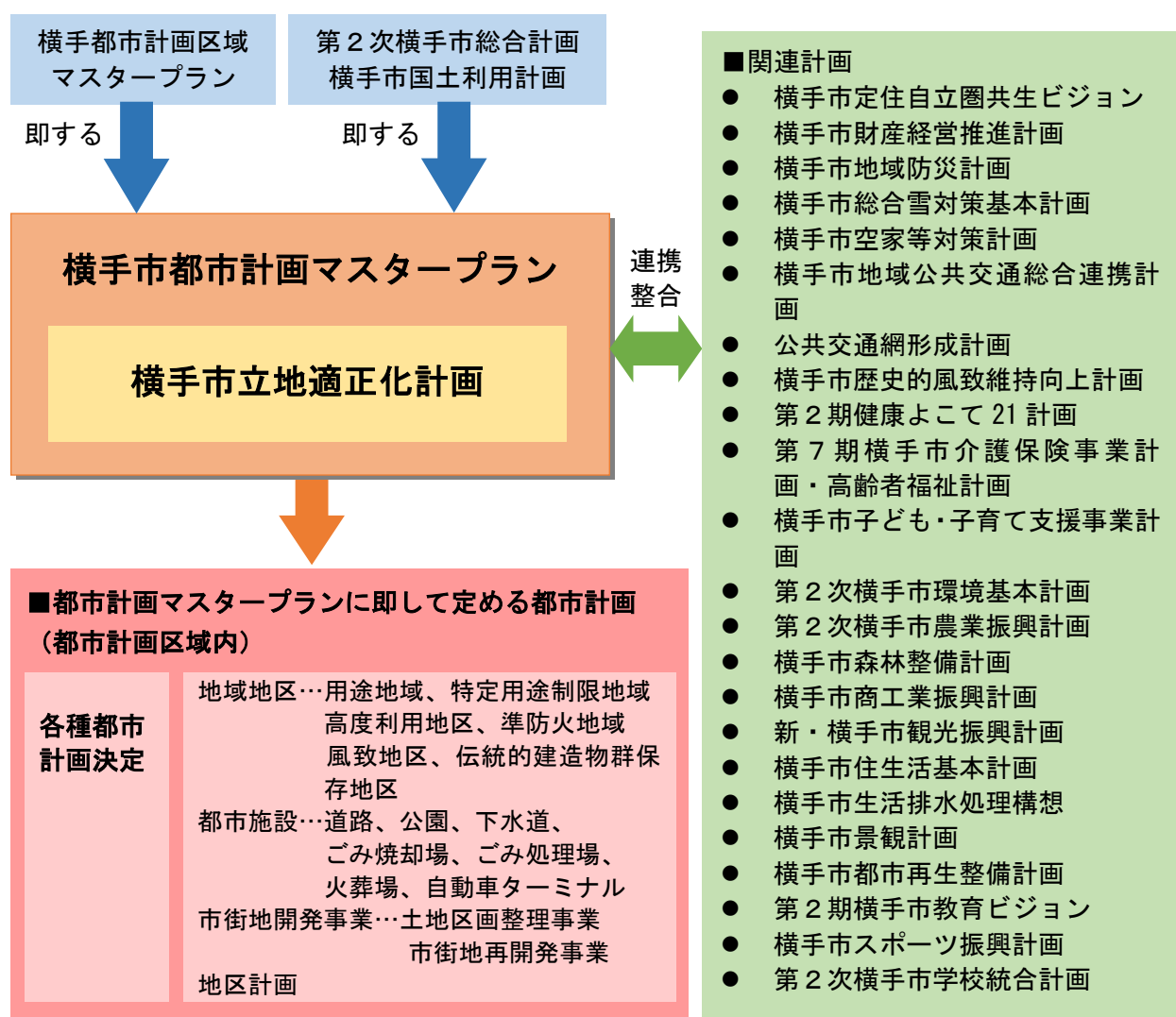


図 3 計画の位置づけ

2. 計画の内容

(1) 計画期間

計画期間は、基準年次 2018（平成 30）年度より 10 年間とします。

ただし、将来を見据えた計画とするため、概ね 20 年後の 2038（平成 50）年を見据えたまちづくりの方針や取り組みを設定します。

基準年次：2018〔平成 30〕年

目標年次：2028〔平成 40〕年（対象期間：10 年） ※見据える時点 2038〔平成 50〕年

(2) 対象区域

都市計画法においては、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として都市計画区域が定められています。しかしながら、都市計画マスタープランは都市的土地利用と自然的土地利用、交通体系、景観形成など、都市を構成する様々な要素を考慮する必要があることから、都市計画区域外も含めた横手市全域を本計画の対象区域とします。

また、立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域とします。居住や都市機能の誘導は、都市計画区域の用途地域を対象として推進します。

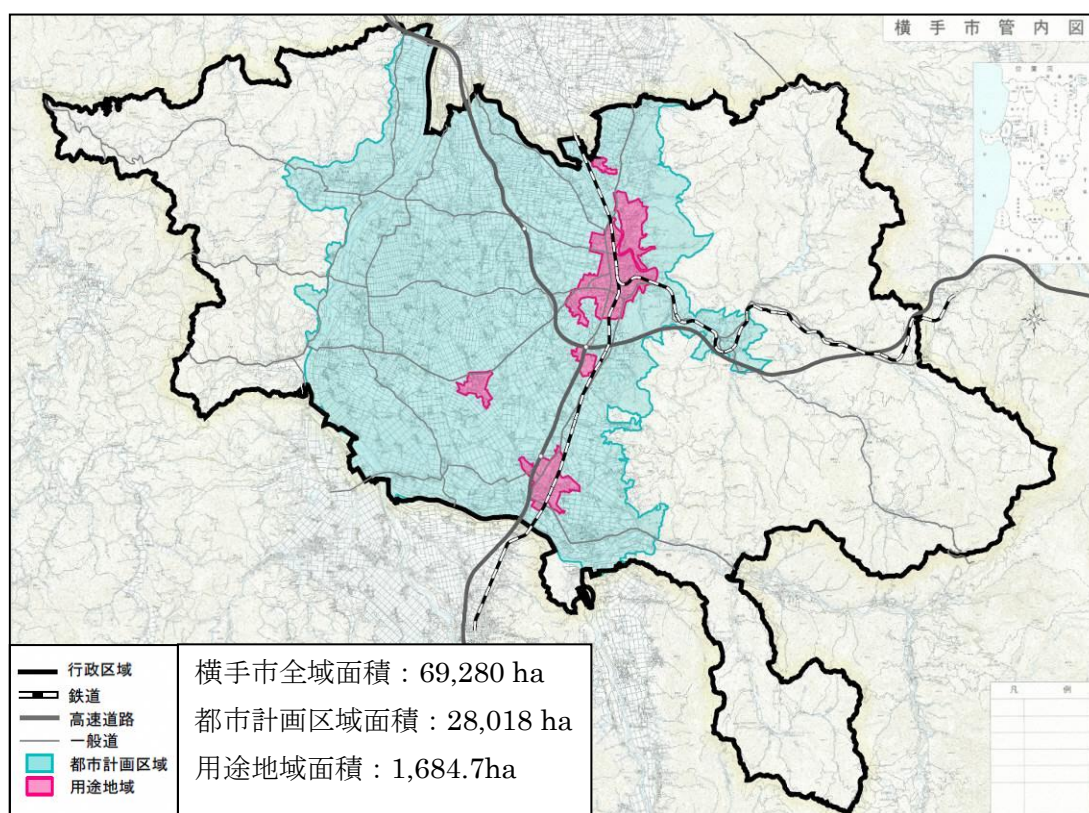


図 4 計画の区域（出典：横手市）

(3) 計画の構成

計画の構成は、次の通りとします。



図 5 計画の構成

第2章 現況と課題

1. 現況

(1) 位置・地勢等

2005（平成17）年10月に、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の1市5町2村の合併により誕生した横手市は、秋田県の南東部に位置し、東の奥羽山脈と西の出羽山地に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりを見せています。奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し水田地帯を形成しており、豊かな自然と美しい田園風景を醸し出しています。



図6 県内の位置図

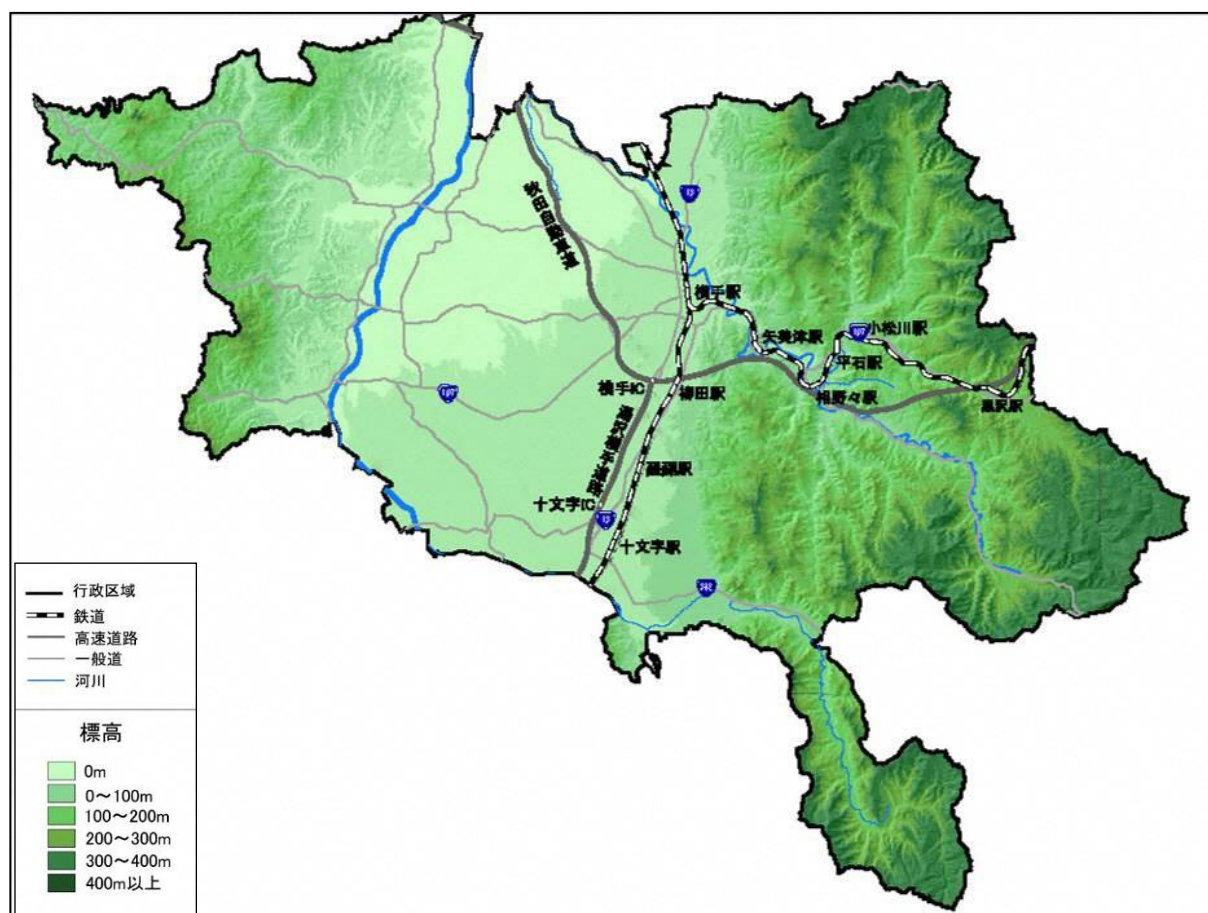


図7 横手市の地形（出典：国土地理院「基盤地図情報」）

（２）沿革

横手市は、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちです。平安時代には、後三年合戦（1083-1087 年）がこの地域を舞台に繰り広げられ、また、中世に小野寺氏が横手城を築城して以降は城下町として繁栄したほか、市の西部を流れる雄物川と東部を貫く羽州街道を基盤に、人・物・文化が行き交い、街道の結節点となる各地で近世以降定期市が開設され、常に新しい情報と融合しながら横手独自の文化を築いてきました。一方で、波宇志別神社のように古代から連綿とその伝統を受け継ぐ社寺もあります。

現在の横手市域では、1878（明治 11）年の郡区町村編成法施行により、行政区域としての平鹿郡が発足し、1889（明治 22）年の「市制町村制」施行により、1891（明治 25）年に 1 町 25 村が発足しました。以降、1922（大正 11）年までには金沢村、増田村、浅舞村、十文字村、沼館村、大森村が町になり、7 町 19 村となりました。1933（昭和 8）年に朝倉村を編入した横手町は、1951（昭和 26）年、栄村・旭村を編入の上、市制施行して横手市となりました。

1953（昭和 28）年に「町村合併促進法」が施行されると、人口規模 8,000 人を基準とする町村の合併が当地域でも進められることとなります。1954（昭和 29）年に三重村と合併した十文字町は、1955（昭和 30）年に植田村、睦合村と合併しました。同時期、旧横手市は、境町村と黒川村を編入しました。また、増田町は西成瀬村と、大森町は八沢木村と合併しました。更に、沼館町、里見村、福地村が合併して雄物川町が、田根森村と阿気村が合併して大雄村が誕生しました。その後、館合村は雄物川町と大雄村へと分割編入し、翌 1956（昭和 31）年に大森町は川西村を、旧横手市は金沢町を編入しています。同年、平鹿町は浅舞町と吉田村が合併して誕生し、1957（昭和 32）年には平鹿町に醍醐村が編入されました。1959（昭和 34）年山内村の一部が旧横手市へ編入し、当地域における昭和の大合併が収束します。

2005（平成 17）年 4 月 1 日に「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行され、同年 10 月 1 日、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村が合併し、県内で唯一の郡市一帯合併として、新「横手市」が誕生しました。

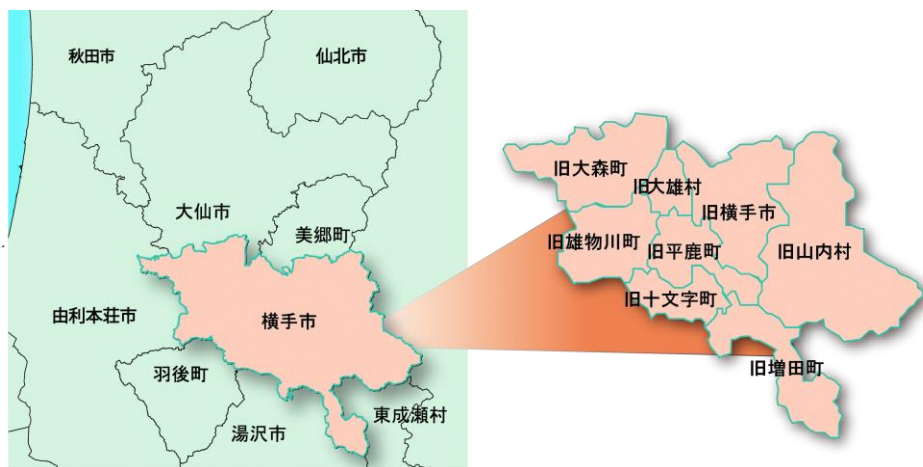


図 8 横手市の変遷（出典：横手市）

(3) 人口と世帯数

① 人口

2015（平成 27）年の横手市の人口は 92,197 人で、8 市町村が合併して横手市が誕生した 2005（平成 17）年の 103,652 人から 11,455 人減少しており、減少率は-11%となっています。

年齢別の人口推移では、15 歳未満の占める割合が 2005（平成 17）年の 12.4%から 2015（平成 27）年は 10.6%と、1.8 ポイントの減少、また 15 歳以上 65 歳未満の割合が 58.2%から 54.0%と 4.2 ポイントの減少となっています。一方、65 歳以上の割合は、2005（平成 17）年の 29.4%から 2015（平成 27）年は 35.1%と、5.7 ポイントの増加となっています。

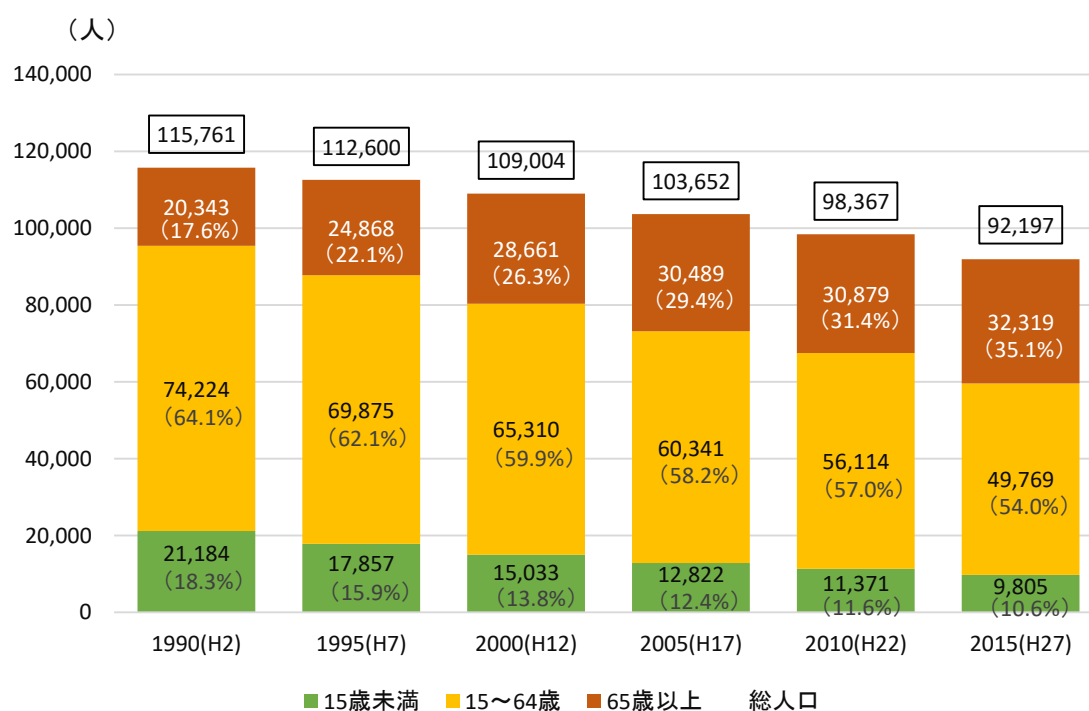


図 9 人口の推移（出典：国勢調査）※年齢不詳の人口は非表示

秋田県全体の減少率を上回るペースで人口減少が進んでおり、特に、最も進展が早いのが山内地域、次いで増田地域、大森地域、雄物川地域の順に並びます。

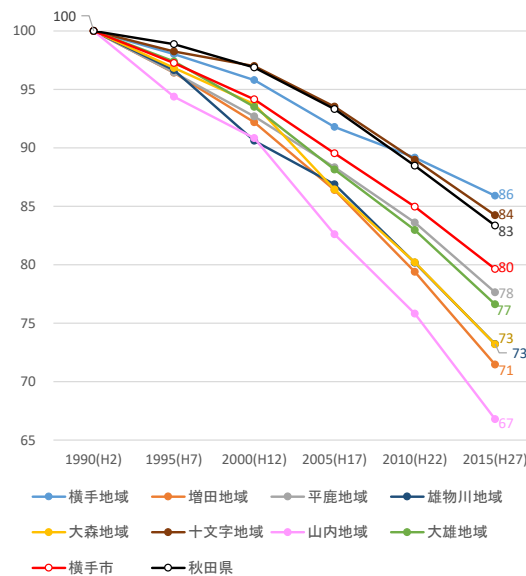


図 10 1990（平成 2）年を 100 とした人口の推移（出典：国勢調査）

秋田県の 65 歳以上の占める割合は、2015（平成 27）年は 33.6%であり、横手地域を除いたその他の地域は、秋田県平均値を上回る勢いで高齢化が進行しています。

横手市内では、高齢化率は山内地域が 40.7%と最も高く、次いで大森地域 40.6%、増田地域 37.5%と高くなっています。

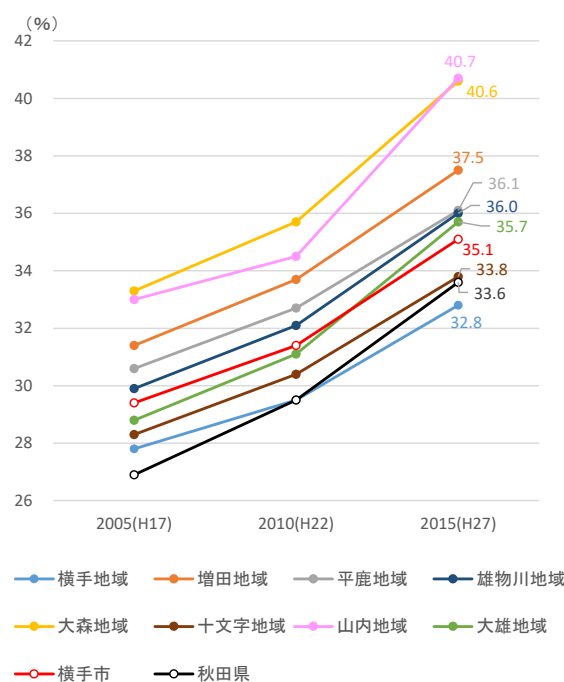


図 11 65 歳以上の占める割合（出典：国勢調査）



② 世帯

横手市の世帯数は、2010（平成 22）年まで微増していましたが、2015（平成 27）年に減少に転じ 31,463 世帯となっています。1 世帯当たり人員は減少傾向が続いており、2015（平成 27）年には 2.9 人/世帯となっています。

横手市の高齢夫婦世帯・高齢単身世帯は増加傾向にあり、2015（平成 27）年は 7,204 世帯で、2005（平成 17）年の 5,632 世帯から 1,572 世帯の増加となり、全世帯の約 23%を占めています。

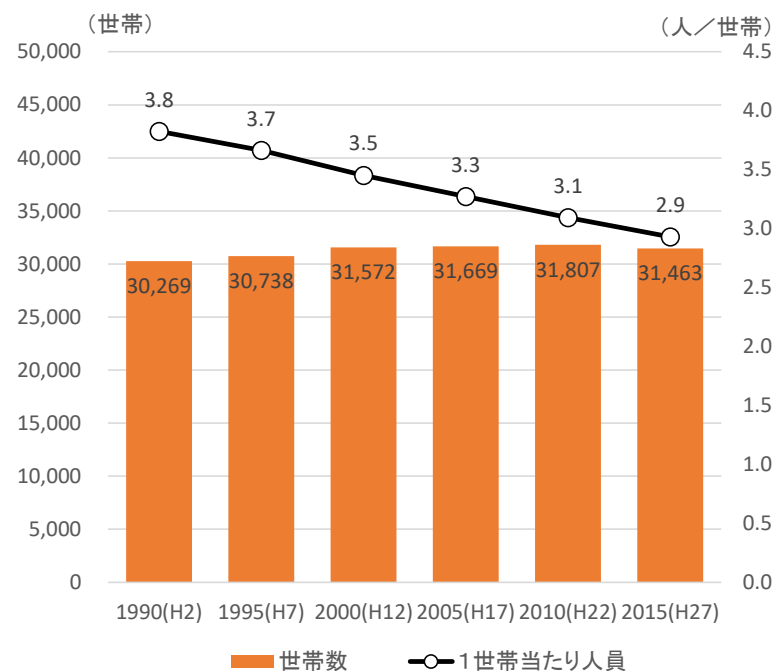


図 12 世帯数の推移（出典：国勢調査）

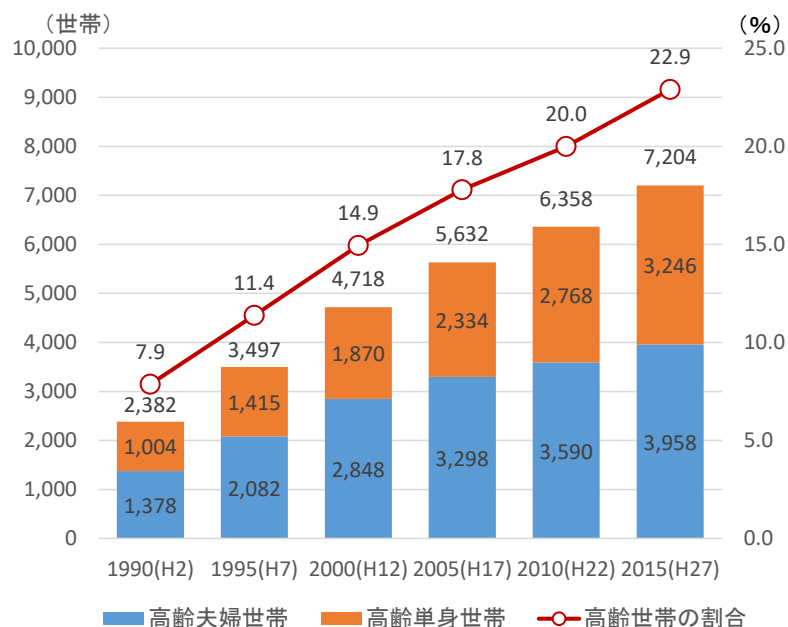


図 13 高齢者のみの世帯の推移（出典：国勢調査）

(4) 産業別就業人口

2015（平成 27）年の就業人口は 46,718 人で、2005（平成 17）年の 52,331 人から 5,613 人減少しています。産業別にみると、第 2 次産業（建設業、製造業等）の減少が 2,743 人と最も多く、次いで第 1 次産業（農業、林業等）が 1,727 人、第 3 次産業（卸売業・小売業、サービス業等）が 1,227 人となっています。

第 1 次産業就業者の割合は 16.2%で、秋田県の 9.8%に比べ高い値となっています。第 2 次産業就業者の割合は 24.9%で、秋田県の 24.4%と同程度となっています。第 3 次産業就業者の割合は 58.9%で、秋田県の 65.8%を下回っています。

地域別にみると、第 1 次産業は平鹿地域、雄物川地域、大雄地域で多く、第 2 次産業は増田地域、十文字地域、第 3 次産業は横手地域で多くなっています。

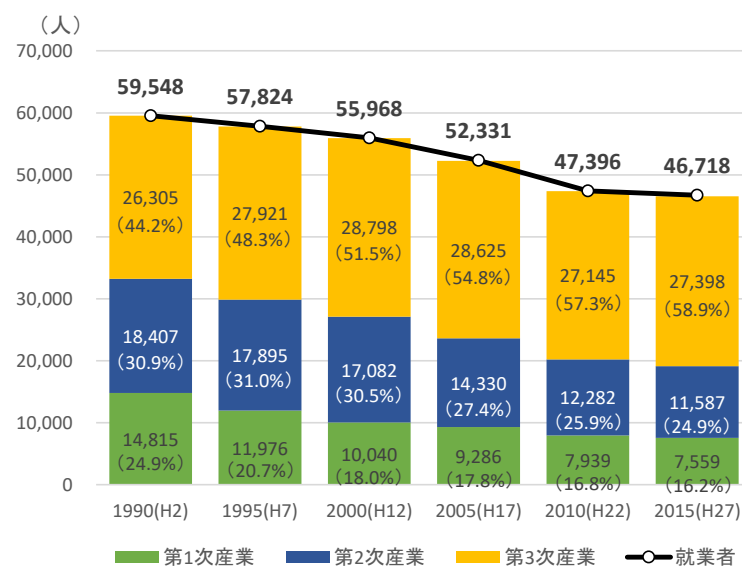


図 14 産業別就業人口の推移（出典：国勢調査）※就業者は分類不能の産業を含む

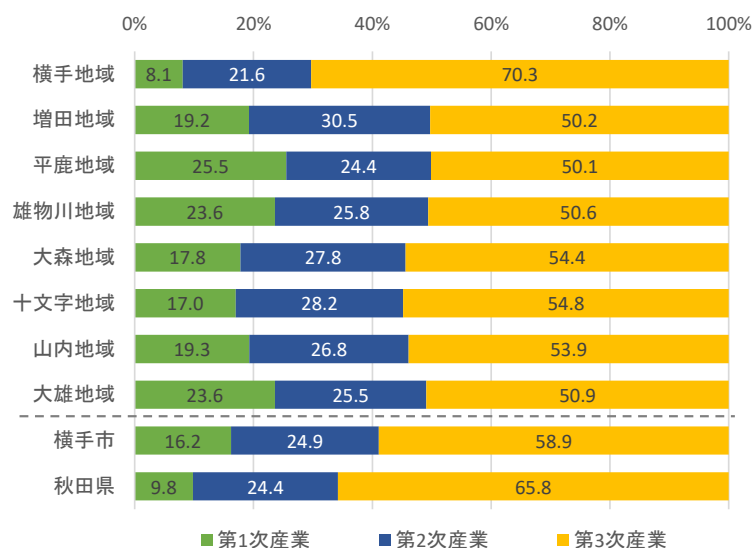


図 15 2015（平成 27）年 地域別就業人口（出典：国勢調査）



(5) 観光

観光は、2013（平成 25）年以降、入込客は緩やかな増加傾向で、2015（平成 27）年は 3,826 千人となりましたが、2016（平成 28）年に減少に転じ 3,523 千人となりました。

観光地点、行祭事・イベント別に入込客数をみると、秋田ふるさと村の約 57 万人、道の駅十文字の約 53 万人、かまぐらの約 39 万人が多くなっています。

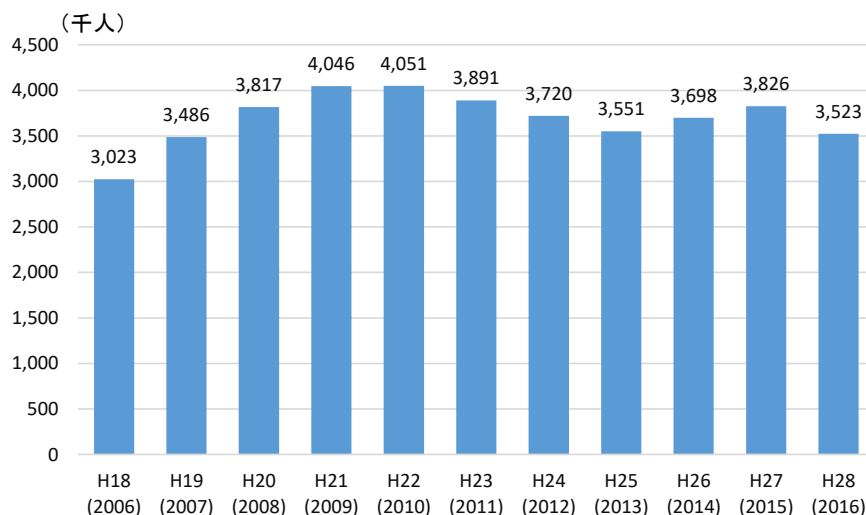


図 16 観光地点等入込客の推移（出典：秋田県観光統計）

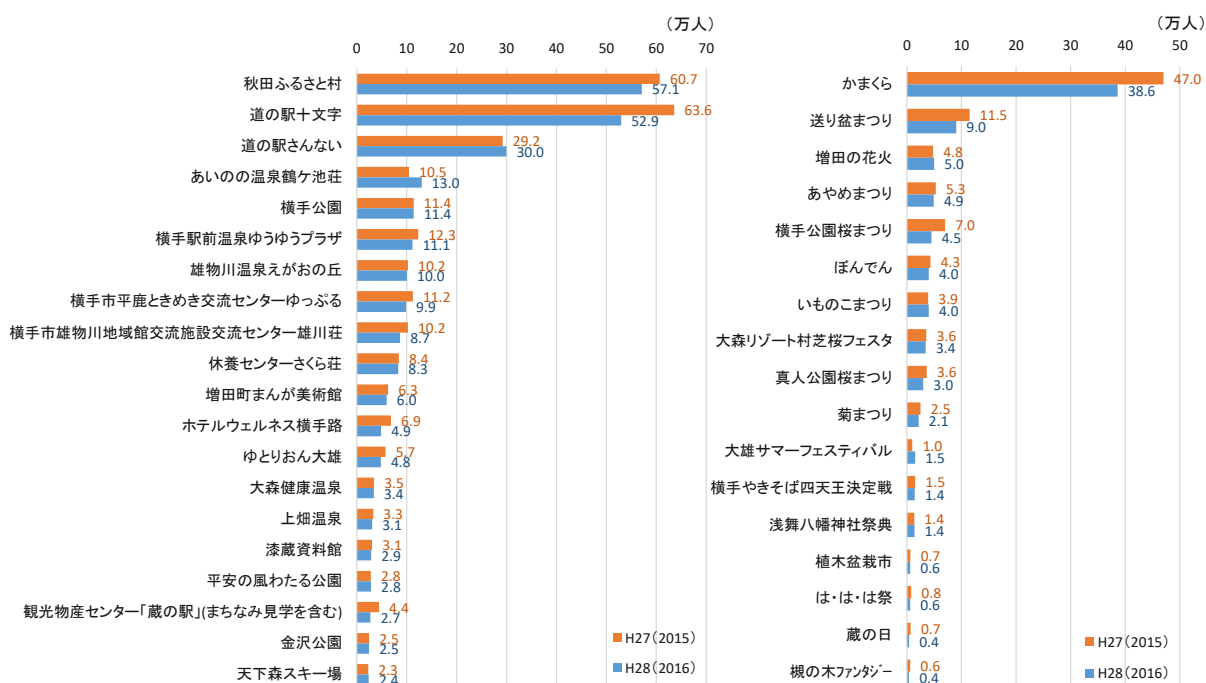


図 17 観光地点別、行祭事・イベント別観光地点等入込客数（延べ人数）

※観光地点は上位 20 位（出典：平成 28 年度秋田県観光統計）

(6) 地価の状況

住宅地の地価は、2005（平成 17）年以降下落傾向となっています。最も変動が大きいところは、「大森町字大森」、「山内土淵字二瀬」といった周辺部で、2005（平成 17）年の約 4 割程度まで下落しています。

店舗、事務所の地価も 2005（平成 17）年以降下落傾向となっています。最も変動が大きいところは、「増田町増田字七日町」で、2005（平成 17）年の約 4 割程度まで下落しています。

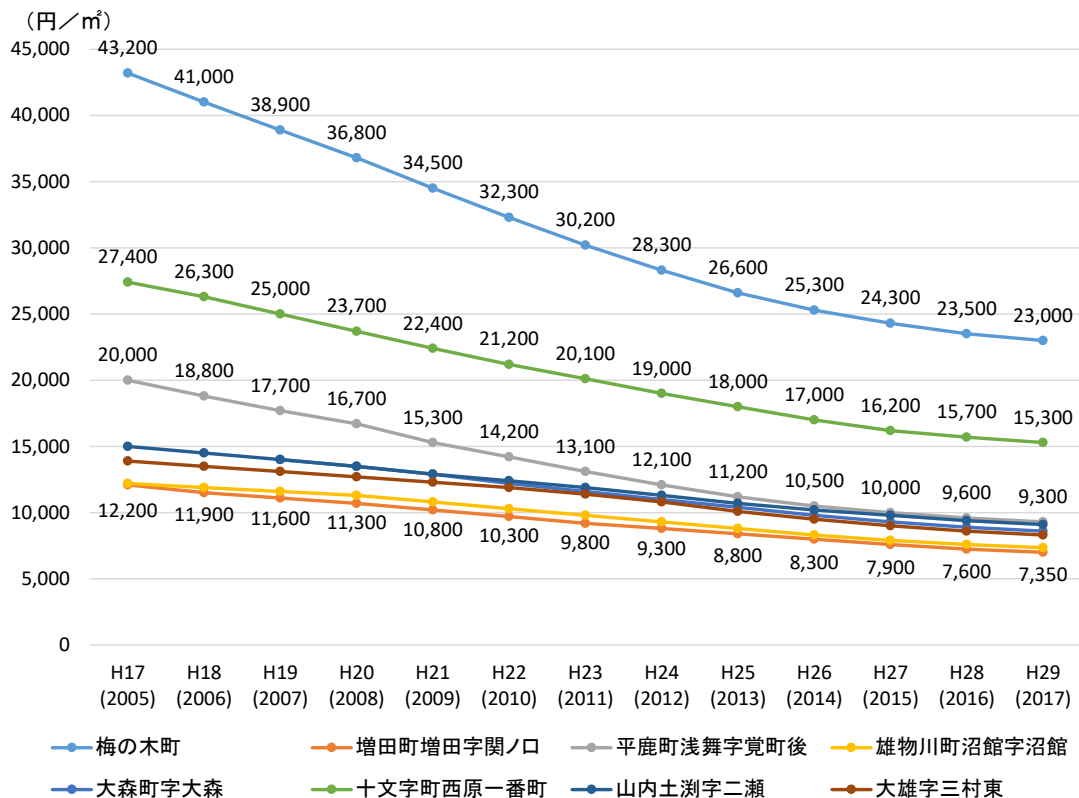


図 18 地価の推移（住宅）（出典：地価公示、都道府県地価調査）

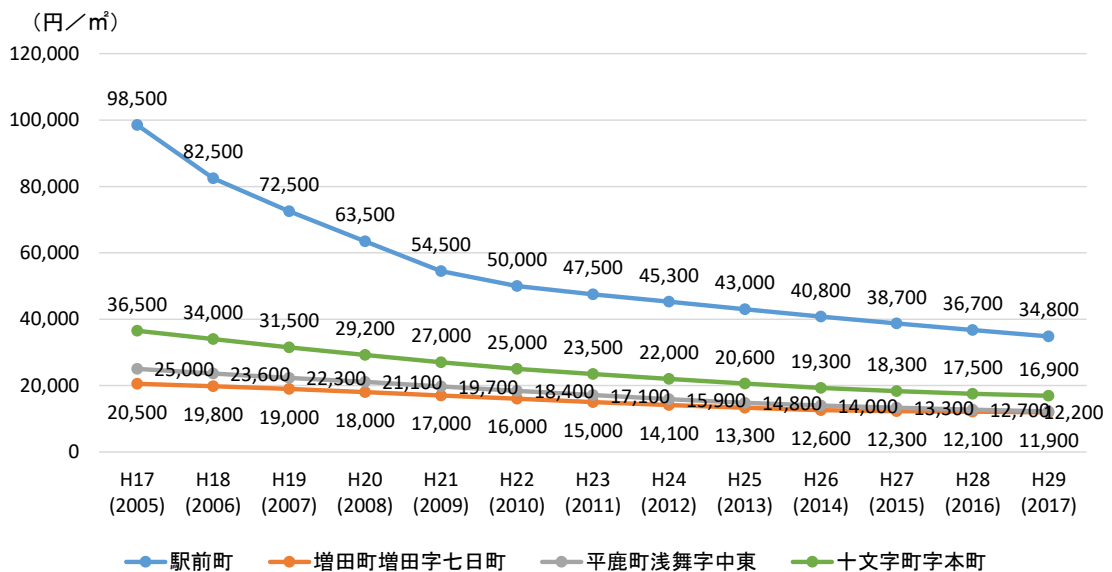


図 19 地価の推移（店舗、事務所）（出典：地価公示、都道府県地価調査）

(7) 財政

歳入は、2015（平成 27）年度の 60,834 百万円をピークに減少し、2017（平成 29）年度は、54,061 百万円となっています。また、歳出も 2015（平成 27）年度の 59,004 百万円をピークに減少し、2017（平成 29）年度は、52,125 百万円となっています。2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度は、クリーンプラザよこての整備や横手地区小学校統合事業等の実施のため、歳入では国・県支出金や市債が、歳出では建設事業費が高くなっています。

今後の歳入の見通しとしては、人口減少に伴い市税が減少することなどにより緩やかに減少傾向になると見込まれます。また、歳出は、小学校統合事業や地域局の庁舎の建替え等の建設事業に伴う支出が一段落するため、2020（平成 32）年度をピークに減少すると見込まれます。

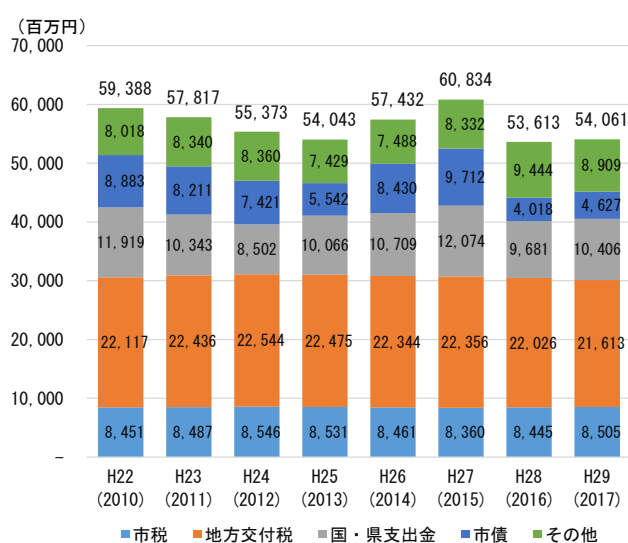


図 20 歳入の推移

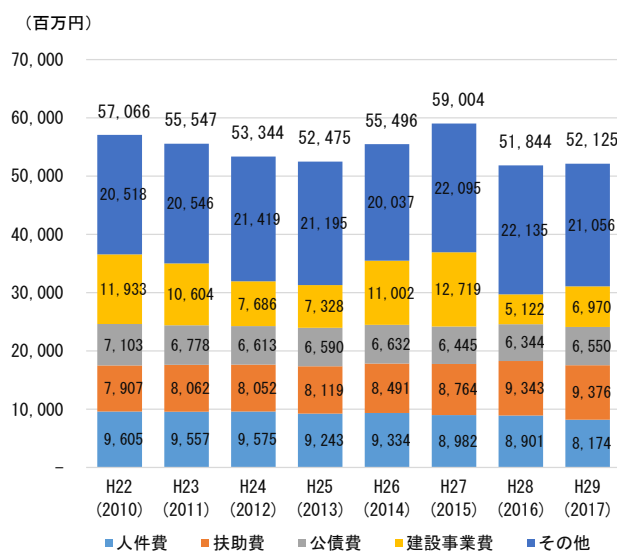


図 21 歳出の推移

(出典：横手市財政状況の公表（決算）)

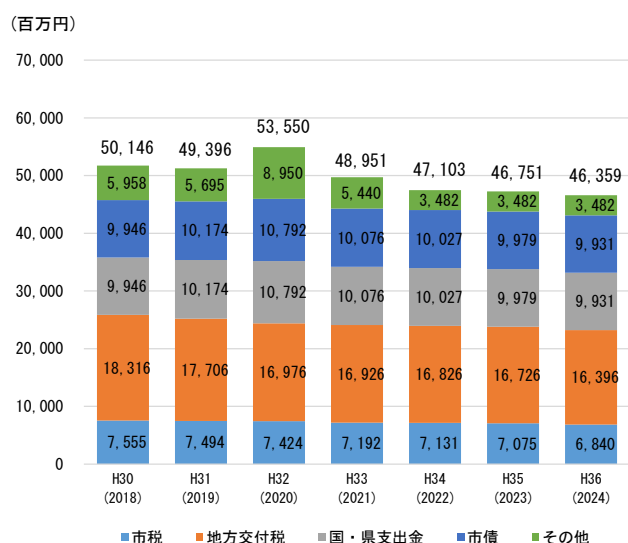


図 22 年度別決算額及び収支計画（歳入）

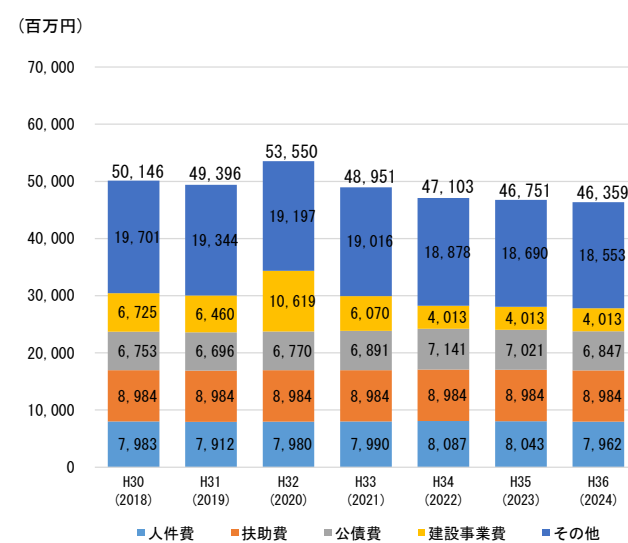


図 23 年度別決算額及び収支計画（歳出）

(出典：横手市財政計画)

(8) 市民意向

市民の意向を知るために実施したアンケートの結果では、暮らしの中で横手市の都市サービスや生活の環境などについてどの程度満足しているか、また、横手市がこれらのことに取り組むにあたってどの程度重要と思うかと質問したところ、優先的に改善が必要な項目としては、「避難路や避難場所のわかりやすさ」、「浸水対策の状況」、「土砂災害の対策の状況」といった災害や防災対策に関する項目、「歩行者にとっての道路の安全性」、「道路や歩道の除排雪の状況」といった道路環境に関する項目、「工業団地等への企業立地の状況」となっています。

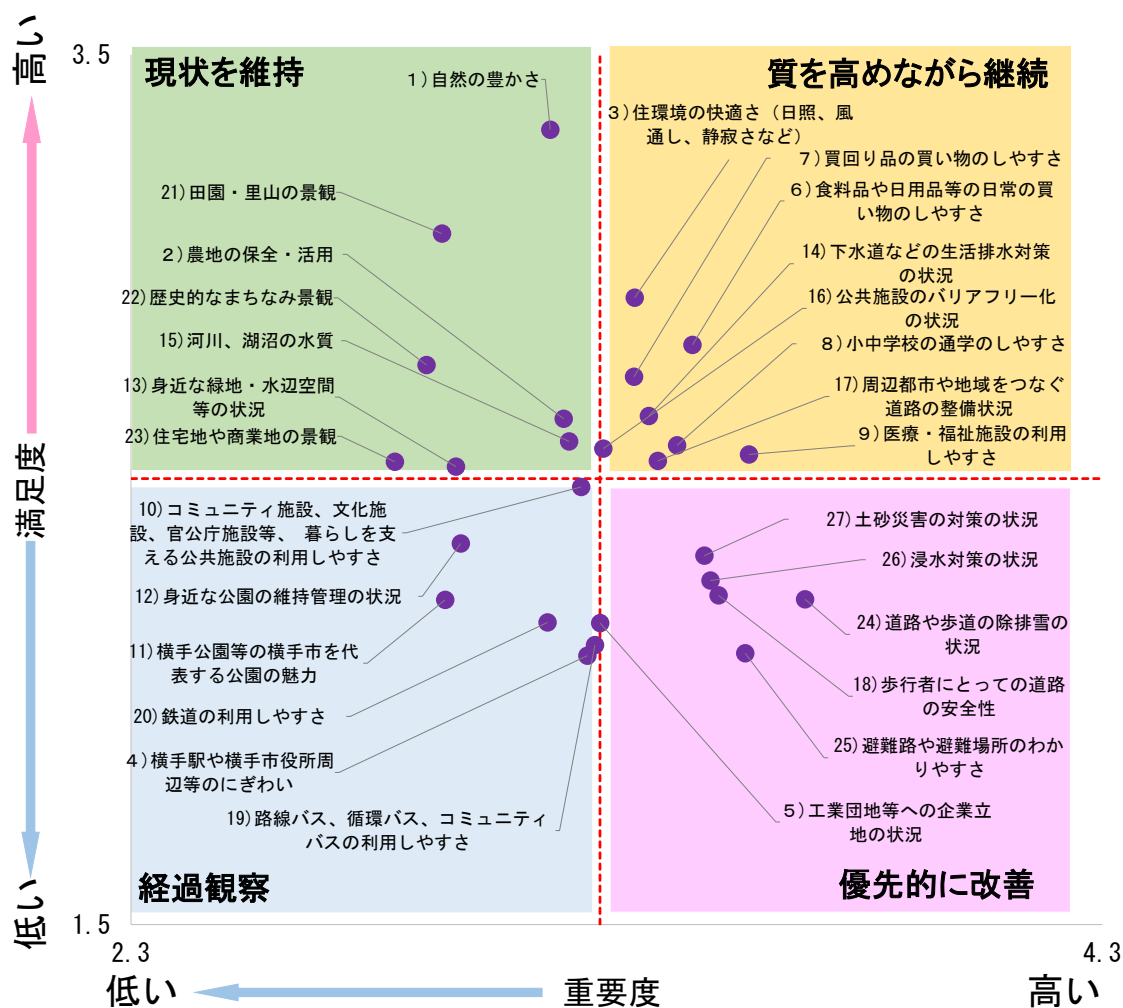


図 24 満足度と重要度の散布図

(出典：横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート)

※グラフの表示について

・「現在の満足度」と「今後の重要度」について、それぞれ4段階の選択肢を設け、「満足・重要」を4点、「やや満足・重要」を3点、「やや不満・あまり重要でない」を2点、「不満・重要でない」を1点と点数化し、算出した平均点を基に作成した散布図。

・各々の項目の位置により、次のように捉えることが可能である。

質を高めながら継続：市民が重要と感じているが満足度も高い分野

優先的に改善：市民が重要と感じているが満足度が低く優先的に解決する必要がある分野

経過観察：市民の重要性の認識は高くないが満足度を高めていく必要がある分野

現状を維持：市民の重要性の認識は高くないが満足度が高く、満足度を維持していく必要がある分野

2. まちづくりの取り組み

2009（平成 21）年 3 月に策定した横手市都市計画マスタープランに基づき、様々な都市計画に関する施策を進めてきました。主な施策の進捗状況は、以下の通りです。

（1）土地利用の現況

横手市は、東を奥羽山脈、西を出羽丘陵の山々に囲まれており、市域の 37,553ha（54.2%）は森林となっています。次いで、横手盆地の平坦部を中心に広がる農地が 17,800ha（25.7%）となっています。次いで、道路が 3,597ha（5.2%）、宅地が 4,113ha（4.3%）となっています。

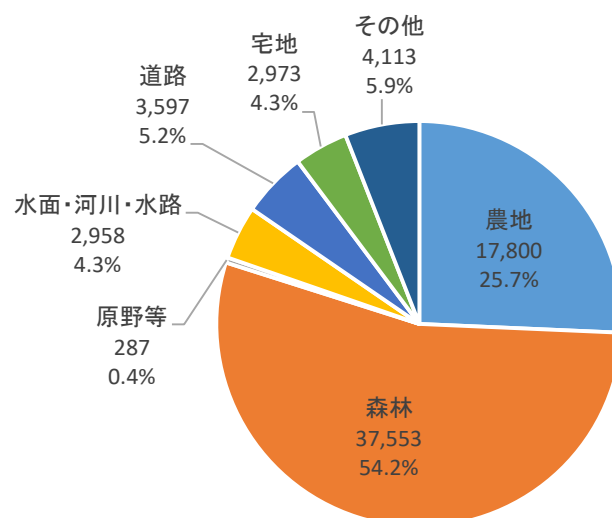


図 25 横手市の土地利用現況

（出典：秋田県国土利用計画管理運営資料 平成 27 年度（平成 26 年度現況））

(2) 都市計画区域と地域地区の変遷

(ア) 都市計画区域の拡大

都市計画区域とは、都市計画を策定する区域のことで、横手地域、増田地域、平鹿地域、十文字地域の一部に指定されていましたが、新たな「横手市」として一体的なまちづくりを推進するために、横手市の平坦部のほぼ全域に都市計画区域を指定しました。

(イ) 特定用途制限地域の指定

農地の無秩序な宅地化を抑制するため、2011（平成23）年に都市計画区域の用途地域が定められていない区域 26,153ha に特定用途制限地域を指定し、田園や里山と調和したコンパクトなまちづくりを進めてきました。

特定用途制限地域は、4種類あります。「地域拠点型」は、旧町村の中心部に指定し、将来的にも地域拠点としての役割を維持するため、生活支援施設が立地できるよう比較的緩い制限としつつ、生活環境を阻害するおそれのある遊戯・風俗施設や規模の大きな工場等を制限しています。「沿道拠点型」は、中心部の空洞化を抑制するとともに、道路沿道の環境を保全するため、規模の大きな店舗や事務所の立地を制限しています。

「都市近郊型」は、平鹿総合病院周辺の良い環境を守るため、遊戯・風俗施設や大規模な工場等を制限しています。「田園居住型」は、良好な農地を保全するため、生活環境を阻害するおそれのある施設に加え、規模の大きな共同住宅等も制限しています。

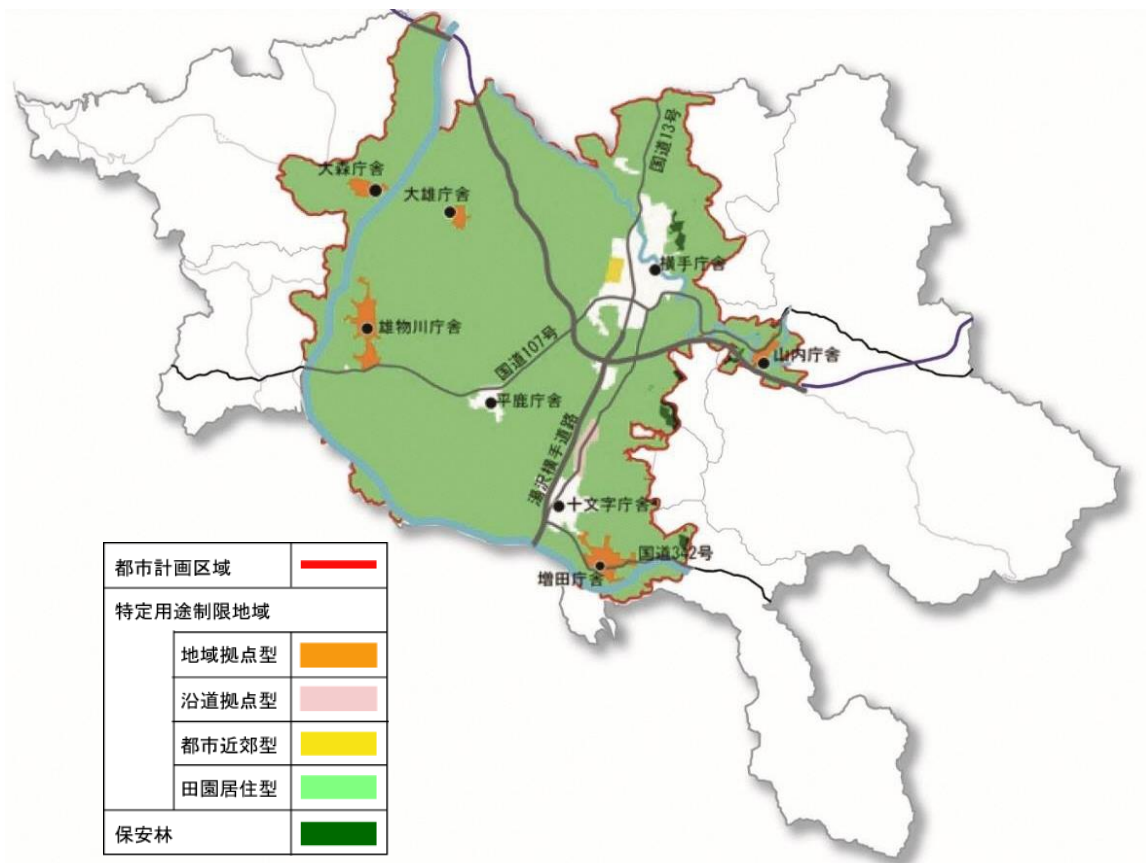


図 26 特定用途制限地域の指定状況（出典：横手市）

(3) 都市施設整備

都市施設とは、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するもののうち、都市計画で定めるものです。

(ア) 都市計画道路

都市計画道路としては、横手中央線の本町・幸町区間（約 500m）の整備を進め、2016（平成 28）年に完成しました。引き続き、神明町・横山町区間（約 700m）の整備を推進する予定です。また、八幡根岸線の本町・根岸町区間（約 300m）の整備を実施中です。

この他、都市計画決定から長期間（概ね 20 年以上）整備されていなかった路線について見直しを行い、19 路線を廃止、6 路線について区間の変更を行いました。



図 27 中央線

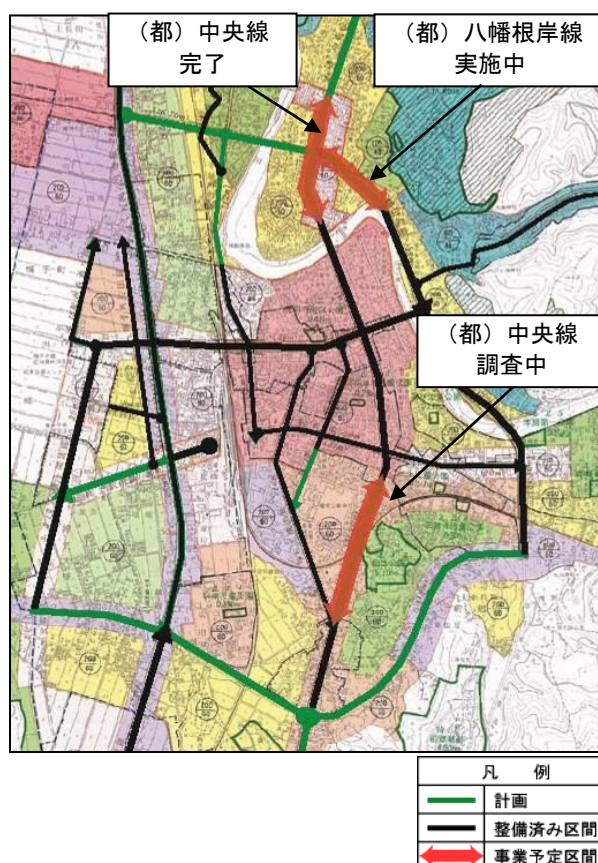


図 28 都市計画道路整備箇所（出典：横手市）

(イ) 交通施設の整備

JR 横手駅の交通結節点としての機能の向上を図るとともに、県南地域の中心都市にふさわしい魅力とにぎわいを創出するため、横手駅周辺地区都市再生整備計画を策定し、JR 東口及び西口の駅前広場の整備を行うとともに、駅舎、東西自由通路の整備、バスターミナル等の整備を行いました。



図 29 横手駅東口駅前広場



図 30 横手駅西口駅前広場

（４）市街地整備

区画道路や公園等の都市基盤が整ったゆとりある良好な居住環境を創出するために、「駅西地区土地区画整理事業」を進めてきました。2011（平成 23）年に事業が完了し、住宅等の立地が進んでいます。

また、横手の新しい顔づくりとして景観に配慮した交通拠点の整備及び良好な住環境整備を図るため、「三枚橋地区土地区画整理事業」を進めており、現在、横手駅西口広場や駅西線の整備が完了しています。

平鹿総合病院移転跡地の有効活用を図るため、「横手駅東口第一地区第一種市街地再開発事業」を実施し、2011（平成 23）年にバスターミナル、公共施設（横手市交流センター^{Y²}ぷらざ）、高齢者住宅、集合住宅、商業施設が竣工しました。定期的なイベントの開催により、多くの来訪者があり、にぎわいを創出しています。

公共施設の Y²ぷらざでは 2011（平成 23）年度のオープンから 2017（平成 29）年度までの間で、総利用者数の年間平均は 317,587 人を記録しています。



図 31 土地区画整理事業位置図



図 32 横手駅東口第一地区第一種市街地再開発事業
（出典：横手市）

土地区画整理事業は道路、公園等の都市施設と宅地の整備を総合的に行う事業です。横手市の土地区画整理事業は、昭和 31（1956）年から平城地区土地区画整理事業に着手して以来、2017（平成 29）年度まで市施行 12 地区（176.5ha）、組合施行 3 地区（40.0ha）、個人施行 15 地区（65.1ha）の計 30 地区（281.6ha）が施行済です。



(5) 水と緑の保全と創出・景観形成に対する実現化方策

(ア) 景観計画の策定

2012（平成 24）年に景観計画を策定しました。景観計画とは、地域の特性に基づき、届出、勧告を基本とする緩やかな規制誘導、建築物、工作物のデザインなどのルールづくりによる景観形成の誘導等について定めたものです。

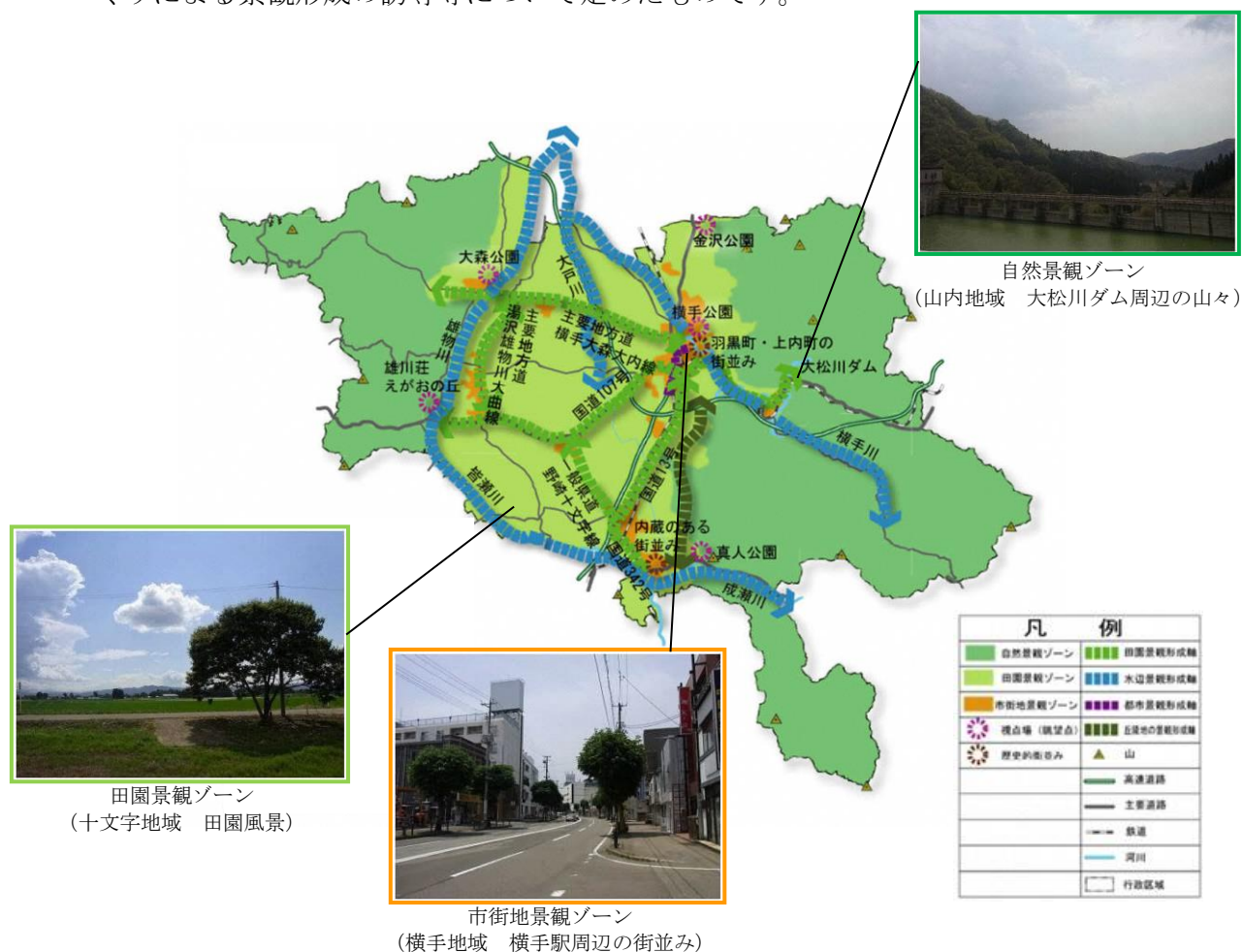


図 33 将来像図（出典：横手市景観計画〔平成 27 年 4 月〕）

(イ) 増田伝統的建造物群保存地区の指定

増田地区の個性ある歴史的まちなみを、地区住民だけでなく横手市民の共有の財産として将来に向けて保全するとともに、まちづくりにおいて活用を図るため、2013（平成 25）年に増田伝統的建造物群保存地区の指定をおこないました。



図 34 横手市増田伝統的建造物群保存地区範囲（出典：横手市）

3. まちづくりの主要課題

(1) 市街地の拡大抑制

横手市では、特定用途制限地域を指定し、都市計画区域内の用途地域の指定のない土地に、良好な居住環境や営農環境に支障を生じさせるおそれのある建物が立地しないように、建物の立地を誘導してきました。しかし、八幡、三本柳、赤坂等の地区では、特定用途制限地域の制限対象となっていない住宅の立地が進行しており、市街地が拡散しています。これによって、都市基盤の整備や除雪等のインフラの維持管理コストが確実に増加していきます。

今後、さらに厳しい財政状況が予想され、市街地拡大の抑制に取り組むことが必要不可欠です。特定用途制限地域の制限内容の見直し、または営農環境の保全と住宅等の無秩序な立地の抑制に向けた区域区分の導入が必要と考えられます。

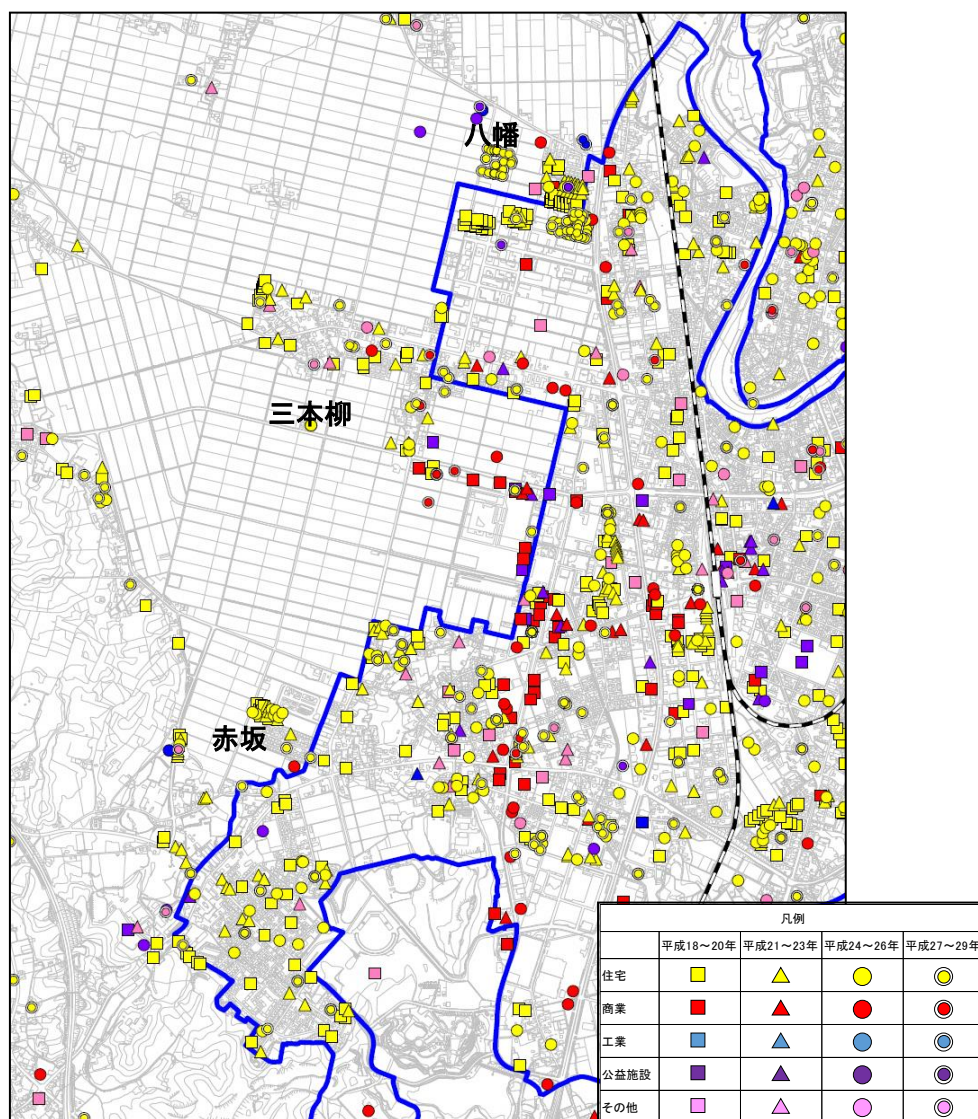


図 35 新築建物立地状況（出典：都市計画基礎調査、横手市）

（２）中心エリアのにぎわい再生

幹線道路沿いに自動車利用を前提とした商業施設の立地が進み、従来の中心市街地である横手駅前や市役所周辺の商業地、十字駅や十字庁舎周辺では空き店舗が増加しています。このまま中心エリアの空洞化が進行すれば、にぎわいの喪失はもとより、自動車を運転できない人や自動車免許の更新が出来ない高齢者（自主的に返納する方も含む）の買い物への利便性が著しく低下してしまいます。

市民の意向を知るために実施したアンケートの結果では、横手駅周辺や市役所周辺のにぎわいの再生に対する期待が多く寄せられています。中心市街地では、ハードとソフトを織り交ぜた施策の実行による、にぎわいの再生が求められています。

にぎわいを取り戻すためには、中心エリアに人が住み続けられる環境づくりが重要だと考えます。横手市では、まちなか居住に向けて駅西地区土地区画整理事業や横手駅東口第一地区第一種市街地再開発事業を実施し、住宅地の整備や民間マンションの誘導等、一定の居住環境の整備に努めてきました。しかし、生活を支える商店の撤退や建物が密集する地区での雪処理の困難さも重なり、古くから形成された市街地（横手地域や十字地域の中心部等）で空き家の増加や居住人口の減少が顕在化しています。

横手地域や十字地域の中心エリアは、日常生活に必要な施設の集積や、公共交通が利用しやすい環境を活かしつつ、住民が求める重点的な雪対策を実行することで、これまで以上に居住促進に取り組むことが重要です。

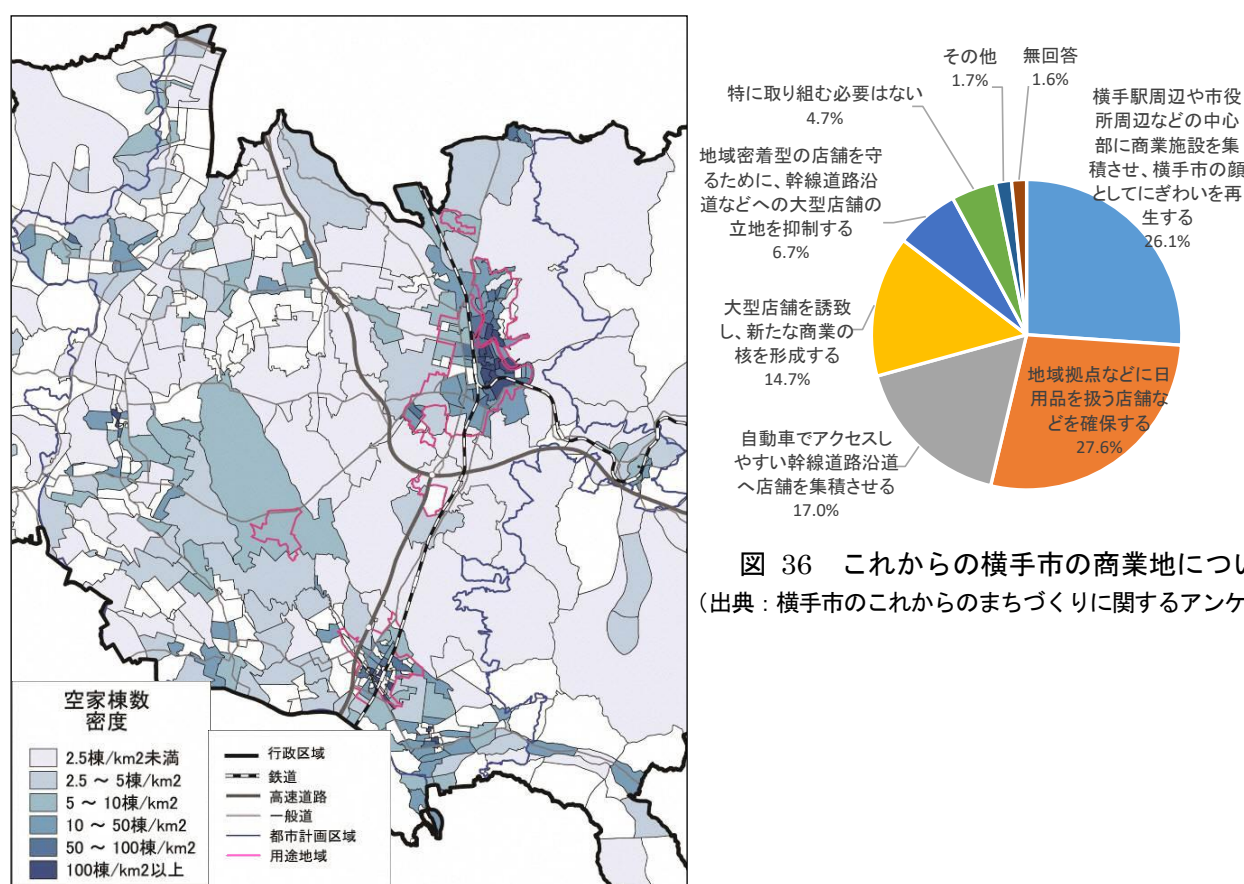


図 36 これからの横手市の商業地について
(出典：横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート)

図 37 空き家分布図（出典：横手市資料）

(3) 産業の振興

横手市の農業生産額は、秋田県内で最も高く、品目としては米、野菜、果実が多くなっています。しかし、農家数・農業従業者数が減少するとともに、高齢化が進行していることから、新規就農者等の担い手の確保が必要となっています。

製造品出荷額等は、2016（平成28）年1,241億円となっており、製造品出荷額等の県内シェアは10.7%で、県内では秋田市、にかほ市に次ぐ出荷額となっています。特に、製造業の中でも自動車産業等の輸送用機械器具製造業が39%を占めており、本市経済の牽引役となっていることから、その更なる成長を促進することが重要となります。

また、本市経済の安定性の観点から、他の外部需要を獲得しうる分野の育成が課題になっているため、多様な分野の企業誘致、起業・創業支援が必要となっています。

横手市の人口の社会増減を見ると、20代後半での転入超過が見られるものの、10代後半～20代前半の転出超過と比べて少なく、全体として転出超過となっています。

進学・就職等で市外へ流出した若者を地元呼び戻すため、若年者の雇用の受け皿となるような雇用の場の確保が必要となっています。

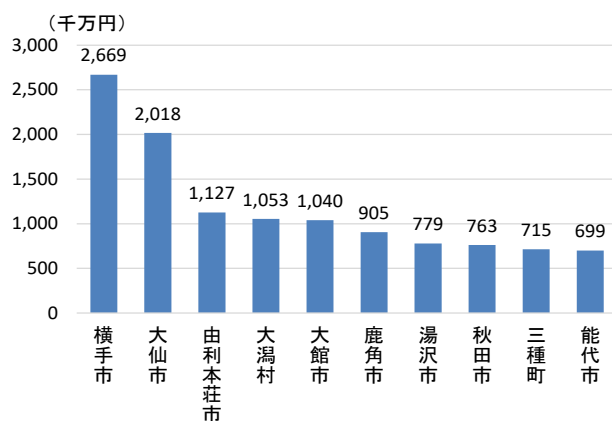


図 38 秋田県の農業生産額（推計値）の上位 10 市町村
（出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」）

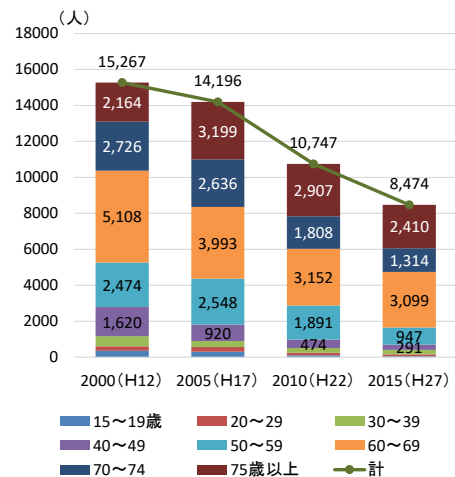


図 39 年齢別農業就業人口
（自営農業に主として従事した世帯員数）
（出典：農業センサス）

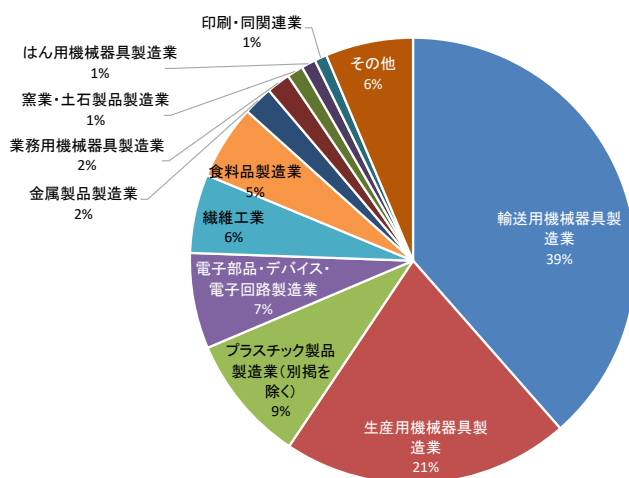


図 40 2016（平成28）年 製造品出荷額等の品目別内訳
（出典：経済センサス活動調査）

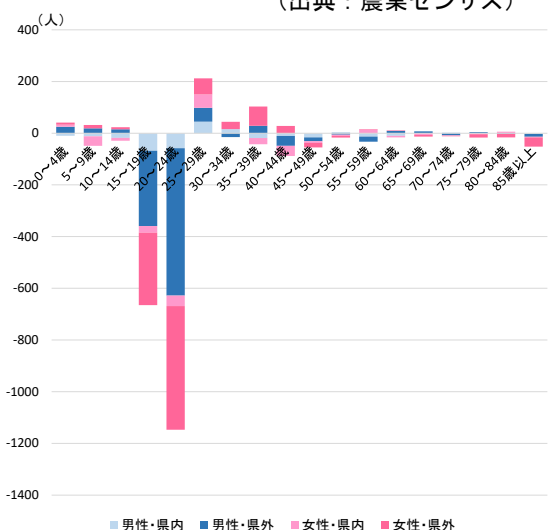


図 41 年齢別農業就業人口
（出典：国勢調査）

（４）雪国の暮らしの快適性の向上

横手市は、市内の全域が豪雪地帯になっており、その一部が特別豪雪地帯に指定されています。

また、人口減少と高齢化が進行しており、特に高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の割合が増加しています。市内の一部では、高齢者の雪処理を支える共助組織が機能しており、地域住民による支え合いの形態も見られます。しかし、多くの地域では、高齢者を支える現役世代や 60 歳から 64 歳までの世代が減少することが確実であり、支え合いのしくみの拡充や維持が困難な状況です。そのため、今後さらに、自宅の除排雪が難しくなってくる高齢者のみの世帯が増加すると考えられます。また、自動車の運転も困難になる高齢者が増えると予想され、移動に制約が生じるおそれがあります。

市民の意向を知るために実施したアンケートの結果でも、雪対策の充実を望む声が多くなっています。また、雪を原因とする事故が毎年発生している状況となっています。横手市ではこれまで、道路除雪をはじめ高齢者世帯の雪処理支援など広く雪対策に取り組み、安全な冬期生活の確保へ向けて様々な取組みを進めてきております。しかし、財政状況が厳しさを増しており、市全域を対象にした間口除雪や雪下ろし等への行政支援は限界とも言えます。

今後は引き続き、除排雪の負担軽減や公共交通による移動手段の維持・再編を進め、併せて冬季でも誰もが安心して快適に暮らせる居住に適したエリアを定め、重点的な雪対策実施の検討を進める必要があります。

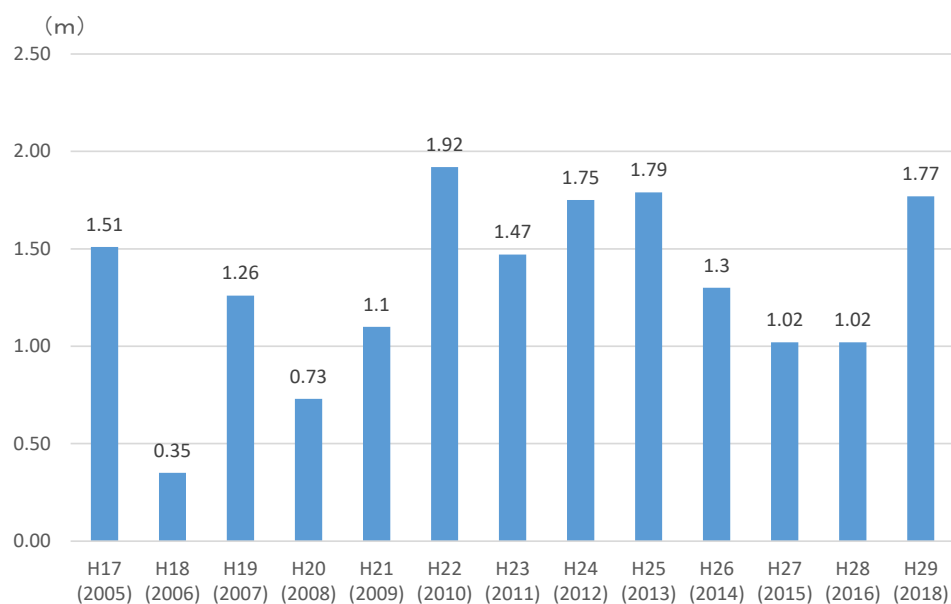


図 42 最高積雪深（出典：秋田地方気象台）

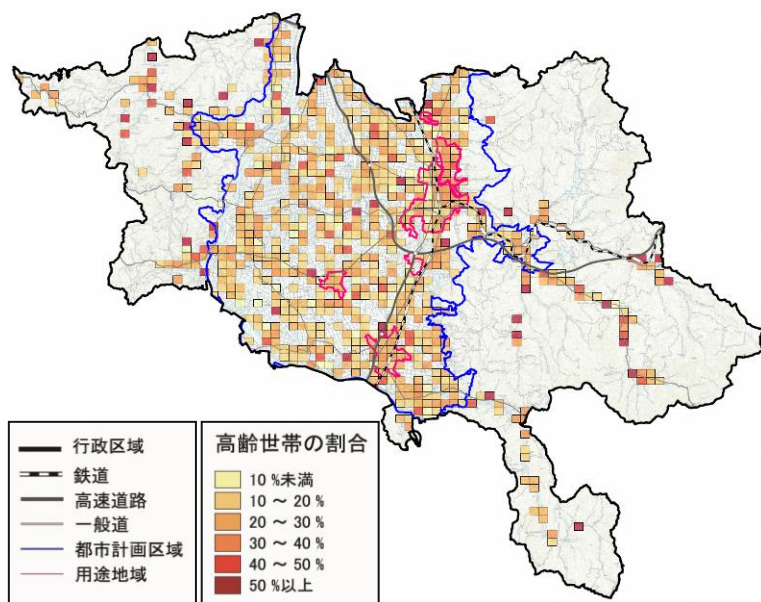


図 43 高齢者世帯分布図

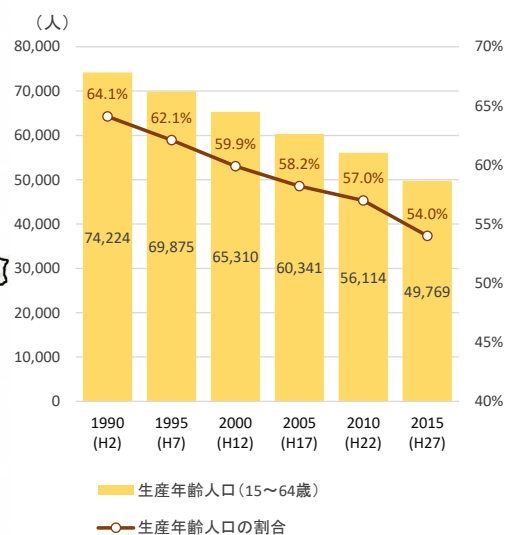


図 44 生産年齢人口の推移

(出典：国勢調査)

(出典：国勢調査)

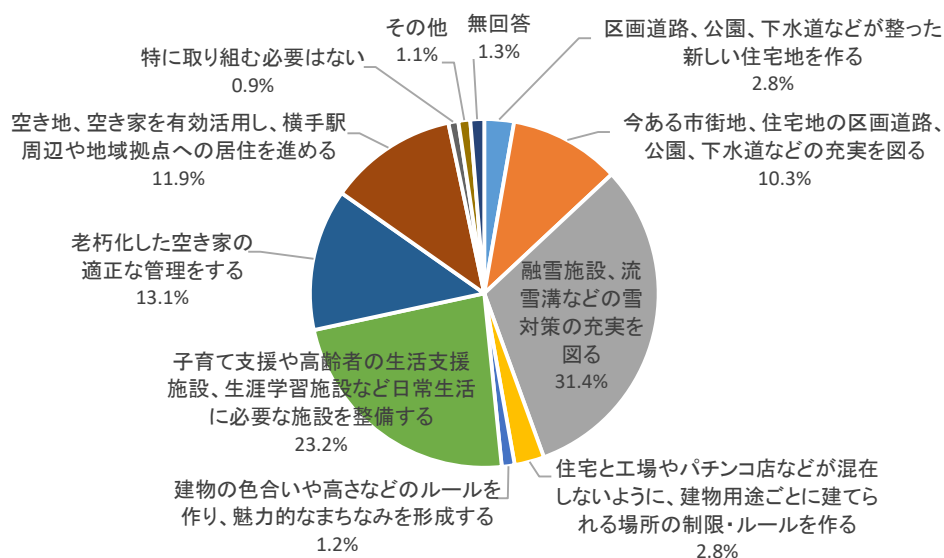


図 45 「お住まいの地域の住宅地」をより良くするために重要なこと

(出典：横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート)

（５）風土や歴史を活かした景観形成

横手市は、豊かな自然環境に恵まれ、古代からの歴史と文化が息づくまちです。これらの景観要素が、横手市に暮らす人々にとっての原風景であり、住む人や訪れる人にやすらぎを与える重要な要素になっています。

そのため、横手市では、横手市景観計画を策定し、建築物の新築等で景観への影響が大きいものを届出対象行為として、周辺景観と調和した景観づくりに向けて建物の形態意匠、色彩等の指導、また、歴史的資源として横手市増田伝統的建造物群保存地区の指定をおこなってきました。

一方で、観光客は、2005（平成 17）年の 2,995 千人から 2015（平成 27）年は 3,826 千人と増加回復傾向にありましたが、2016（平成 28）年は 3,523 千人と減少に転じました。道の駅十文字、秋田ふるさと村及び道の駅さんないの入込みが多い一方、歴史的な観光資源である横手公園は 114 千人、蔵の駅は 44 千人、漆蔵資料館は 30 千人にとどまっています。歴史的資源に着目した景観形成に取り組んでいますが、観光交流への波及が伸び悩んでいます。

また、各地域の中心部など古くから形成された市街地に空き家が多く、老朽化した空き家によるまちなみ景観の悪化のおそれがあります。

今後は、観光地としての魅力を高める景観形成の更なる推進、また、良好なまちなみ景観を保全するため、老朽化した空き家の所有者に対して適切な管理に対する意識啓発が必要となっています。

景観計画では、中心市街地や駅前、城下町等の歴史的な面影が残されているまちなみなど、各地域の“顔”となる景観づくりとあわせて、歴史的風致維持向上計画に記載している歴史的風致形成建造物と整合させて保全を図る景観重要建造物の指定など、景観資源の適正な維持・管理を図ることが必要となっています。

さらには、歴史まちづくりに対する市民の意識醸成、歴史的風致に関する情報発信やまちなみと文化施設との回遊性の向上、歴史的風致を活かした観光振興に関する取り組みが求められています。

（６）防災体制の充実及び暮らしの安全・安心の確保

市内の主要河川である雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川では、集中豪雨などにより、浸水被害や土砂災害が発生しています。地球温暖化による影響と考えられる集中豪雨は、増加傾向が続くものと考えられ、引き続き浸水被害が頻発するおそれがあります。

このような状況下で、市では、洪水ハザードマップ（2016（平成 28）年 4 月更新）、横手市防災ラジオ（高齢世帯に約 11,000 台貸与）、「よこて安全・安心メール」（2015（平成 27）年登録者数：4,491 アドレス）等の対策を行ってきましたが、市民の意向を知るために実施したアンケートの結果では、災害等に対する情報提供の充実に対する要望が引き続き多くなっています。

このため、情報発信の更なる充実を図るとともに、総合的な雨水対策の検討、被害を軽減する取り組みが必要です。

また、各地域の中心エリアで空き家の密度が高い状態になっています。適正に管理されていない老朽化した空き家が増加すると、倒壊や火災の発生の危険性、治安悪化の危険性が高まってきます。このため、老朽化した空き家の所有者に対して、適切な管理に対する意識啓発が必要となっています。

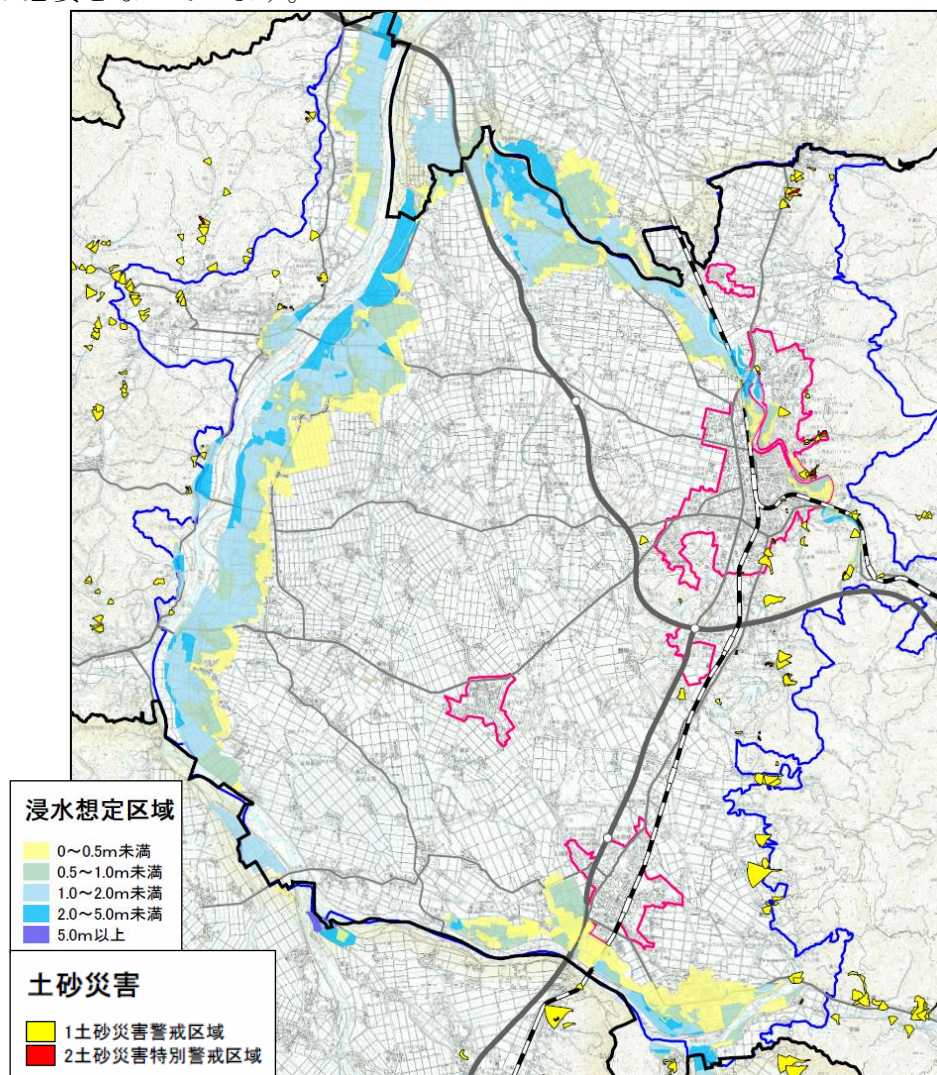


図 46 浸水想定区域・土砂災害警戒区域

（出典：国土交通省「国土数値情報」）

（７）公共交通の利便性の確保

他都市と同様に横手市でも、高度経済成長期以降、自家用車の普及が進みました。その結果、通勤通学時の利用交通手段としては、自動車が約 85%を占める一方、公共交通の利用者は 4 %にとどまっています。

公共交通利用者の減少は、必然的に公共交通事業者の収益を悪化させ、路線の廃止が進みます。

現在、路線バスのバス停に徒歩で行ける範囲（バス停から 300mの範囲）に居住する人は、横手市の人口の約 51%となっていますが、自家用車への依存による公共交通利用者の減少が生じ、廃止路線も増加しています。路線がなくなれば、公共交通の利便性が低下し、さらに自家用車に依存せざるを得ないという負のスパイラルが生じています。

その一方で、市民の意向を知るために実施したアンケートの結果では、循環バスの充実やデマンド交通の充実に対する期待が多くなっています。

高齢化の進行により、自動車を運転できない人の移動手段として公共交通の必要性は高まっています。このため、収益の悪化と公共交通利用者減少からの脱却を目指すため、公共交通ネットワークを基軸にしたまちづくりを進め、市民の利便性の向上を目的とした公共交通の再編に取り組む必要があります。

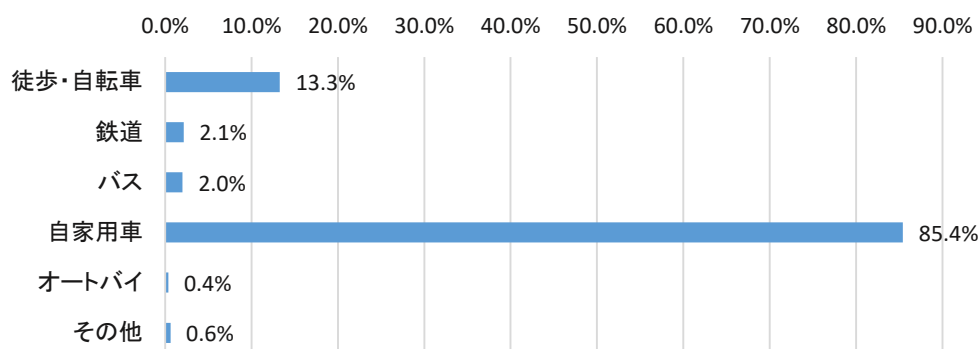


図 47 2010（平成 22）年通勤通学時の利用交通手段（出典：国勢調査）

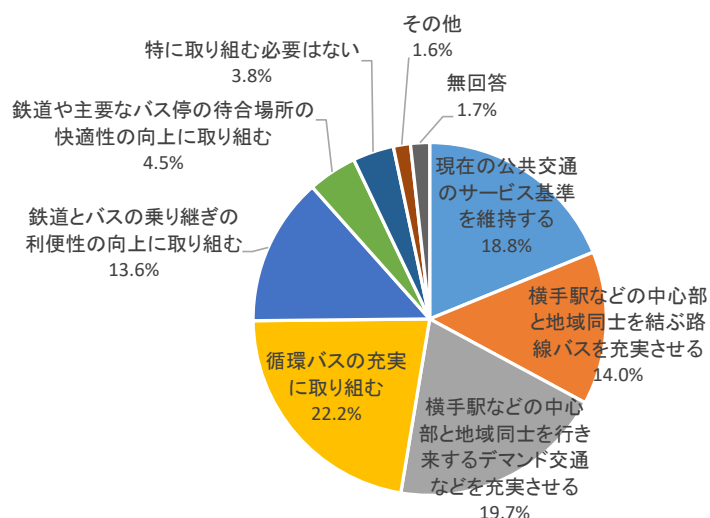


図 48 横手市の公共交通で重要なこと
（出典：横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート）

第3章 まちづくりの理念とまちづくりの方針

横手市の最上位計画である、第2次横手市総合計画（2016（平成28）年～2025（平成37）年）で位置づけられているまちの将来像『みんなの力で 未来を拓く（ひらく） 人と地域が燦く（かがやく）まち よこて』の実現に向けて、都市づくり、まちづくりを進める上での基本的な考え方である「まちづくりの理念」及び「まちづくりの方針」を、以下のように設定します。

1. まちづくりの理念

横手らしさを形づくってきたまちなみや田園集落、良好な住宅ストックなどを次世代へ継承するため、以下の理念によりまちづくりに取り組みます。

（1）元気に暮らし続けられるまちづくり

厳しい雪国の自然条件、人口減少・少子高齢化が進行する中で、市街地の拡大傾向及び中心部の空洞化に歯止めをかけ、既存インフラや地域資源の有効活用を図りながら、市民、事業者、行政の連携と協働のもと、将来にわたって、誰もが元気に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

（2）安全で安心して暮らし続けられるまちづくり

横手市は、雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川などの河川を有し、近年では集中豪雨などにより浸水被害が多発し、山間部では土砂災害も発生しています。また、横手市は、市内の全域が豪雪地帯になっており、その一部が特別豪雪地帯に指定されています。このため、自然災害や豪雪等に対して、安心して住み続けられるまちづくり、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

（3）風土や歴史を活かしたまちづくり

横手市は、奥羽山脈と出羽山地に囲まれた横手盆地の中央部に位置し、豊かな自然環境に恵まれています。また、冬の伝統行事など雪国ならではの歴史と文化が息づくまちであることから、これらの風土や歴史的な風致を活かしたまちづくりを進めます。



2. まちづくりの方針

(1) 元気に暮らし続けられるまちづくり

① 中心拠点、副拠点の魅力の向上を図り、まちの活気を取り戻します

人口減少、少子・高齢化、地域経済の停滞等、中心エリアの空洞化の歯止めをかけるためにも、子育て環境、教育、福祉・医療施設等のサービスの充実とともに、雇用環境の確保、定住環境の確保など、中心拠点、副拠点を中心にまちなか居住の促進や都市機能の再構築を図ります。

さらに、中心拠点、副拠点の商業機能や文化、観光交流機能等の魅力を向上することにより、観光客や来街者の交流人口の増加を図り、まちの活気を取り戻します。

② 地域拠点の形成とネットワークづくりによる暮らしやすいまちづくりを進めます

横手市の各地域には、それぞれの地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティが継承されています。これら地域固有の魅力、地域コミュニティの絆を将来的にも継承していくことが必要であることから、各地域に地域拠点を配置し、地域で暮らし続けるために必要な機能を提供します。

地域拠点と中心拠点や副拠点との連携、各地域拠点間の連携を強化し、横手市全体としての魅力を高めていくために、自家用車以外での公共交通で移動が可能な交通サービスの充実や、バスや鉄道が一体となった拠点間のネットワークづくりを強化します。

③ 市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めます

特定用途制限地域が導入されているにもかかわらず、地価の安価な市街地周辺の農地の宅地化が進み、住宅や商業施設が立地し始めています。また、優良農地の減少や営農環境悪化のおそれがあり、後継者問題も含め、第一次産業の停滞といった地域経済への影響も懸念されます。

一方、市街地が拡大することで、人口減少下における市の財政状況からも、道路、下水道、除排雪などのインフラ投資や維持管理への負担が大きくなります。

そのため、各拠点間のネットワーク形成を行い、中心拠点の再構築を図るとともに区域区分制度の導入の検討や特定用途制限地域の規制を強化することで、コンパクトなまちづくりに向けた土地利用の誘導に取り組みます。

④ 地域資源を活かした産業振興による雇用の場を確保します

横手市の基幹産業である農業は、恵まれた自然環境に加え豊穡な土壌や水利条件等により、県内でも有数な農産物の生産地として発展してきました。しかし、農業従事者の高齢化が年々進んできており、農家数・農業従事者数とともに大幅に減少するなど担い手不足が深刻となっています。特に、耕作条件が不利な中山間地域では、耕作放棄地の増加が懸念されています。このため、新たな人材の発掘により、次代を担う農業後継者を育成し、U J I ターンなどによる新規就農者の確保に取り組めます。

また、横手市では、製造品出荷額の約 40%を輸送用機械器具製造業が占めるなど、自動車関連を主とした輸送機関係企業の集積地となっています。今後も、高速交通の利便性を活かし、更なる成長支援を行うとともに、横手市の経済の安定化を図るために、他分野の産業育成に取り組めます。

一方、地域商業は、地域住民の身近な買い物や交流の場として重要な役割を担っていますが、後継者不足等により空き店舗が増加しています。このことから、民間主体のまちづくり活動の支援等、地域商業の活性化に取り組めます。



(2) 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり

① 雪に強いまちづくりを推進します

横手市は、市内の全域が豪雪地帯になっており、その一部が特別豪雪地帯に指定されています。過疎化や高齢化の進行する豪雪地域において、安全な市民生活を確保する必要があります。

このため、冬季の暮らしやすさの向上と雪への負担が少なくなるよう、共働き社会や高齢化の進行に対応する新たな手法を踏まえた雪対策に取り組みます。

② 誰もが安心・安全で暮らしやすいまちづくりを推進します

放置された空き家の倒壊や火災、治安悪化等が発生しないように、横手市空家等対策計画等と調整を図りつつ、適正な管理を指導していきます。

また、引き続き、住宅のバリアフリー化を促進するために、バリアフリー化の普及啓発及びリフォームに対する支援をおこないます。さらには、高齢者や障がい者、妊婦、ベビーカーなどの移動を支援するために、公共施設や、駅、バスターミナル等の周辺のバリアフリー化を推進します。

③ 水害に強い市街地形成を推進します

地球温暖化の影響による集中豪雨などにより、浸水被害や土砂災害が発生しています。そのため、人口集積地域の雨水対策を推進し、雨水公共下水道、道路側溝、用排水路など、総合的な雨水対策を一体的に推進します。

また、洪水ハザードマップ（洪水避難地図）などにより、災害危険箇所に関する情報の周知徹底を図るとともに、孤立世帯を発生させず、災害の危険性の高いところへの居住を誘導しないために、居住誘導区域等の公表を行います。

④ 地震、火災などの災害に強いまちづくりを進めます

災害拠点病院の平鹿総合病院、避難場所である横手公園や赤坂総合公園などへ、災害時の避難がスムーズに誘導できるように、推奨避難路の設定・整備や、避難場所・設備表示の拡充をはじめとした円滑に避難することを可能にするシステムづくりを行います。

また、現在整備されている防災関連施設に加えて、避難場所指定公園等への備蓄倉庫の拡充をはじめとした災害発生後に対する対策を進めます。

準防火地域として 156ha が指定されていますが、より安全な市街地の形成を図るため、火災の延焼を防ぐ防火水槽や消火栓の整備に取り組みます。

(3) 風土や歴史を活かしたまちづくり

① 横手盆地に広がる田園景観等、風土を活かした景観を形成します

横手市は、東を奥羽山脈、西を出羽山地の山並みに囲まれ、雄物川、皆瀬川、横手川などが市内を流れ、平野部には田園・果樹園が広がる美しい自然景観・田園景観を有しています。

こうした良好な景観資源を保全するとともに、市街地における景観法にもとづく景観重要樹木の指定や景観農業振興地域の積極的な活用を検討します。

② 歴史的なまちなみ景観の向上を図り、観光交流の一層の推進を行います

横手市には、国指定の文化財である波宇志別神社神楽殿、大鳥井山遺跡をはじめ、多くの歴史・文化的景観資源があります。地域の個性や魅力を高めるため、各地域の“顔”である中心部、駅前、城下町等の歴史的な面影が残されているまちなみなどについて、まちなみ景観を保全・形成するべきエリアとして位置づけ、沿道の建物形態や道路景観の向上を図るルールづくりに取り組みます。また、歴史公園等の歴史的な資源を活かした都市公園の魅力の維持・充実に努めます。

雄物川、横手川、皆瀬川、成瀬川等では、身近な水辺環境の創出により、レクリエーションの場、憩いの場を提供し、イベント開催等の利活用で観光交流の資源として、さらに活用していきます。その他、身近な公園・緑地は、地域住民との協働による維持管理に努めます。



第4章 将来人口フレーム

見直し後の都市計画マスタープランの将来フレームは、概ね 20 年後の 2035（平成 47）年を目標年次とします。

横手市人口ビジョンの将来人口の展望は、出生率の向上、転出の抑制等の人口減少を抑制するための対策を講じることとし、2035（平成 47）年で約 72,000 人と示されています。

都市計画マスタープランでは、人口減少・少子高齢化の見通しに対する厳しい認識に基づき、まちづくり方針等の施策の検討を行うこととし、将来人口フレームは約 65,700 人と設定します。

この上で、人口ビジョンで掲げる将来人口の展望に近づけるよう、持続可能なまちづくりに取り組みます。

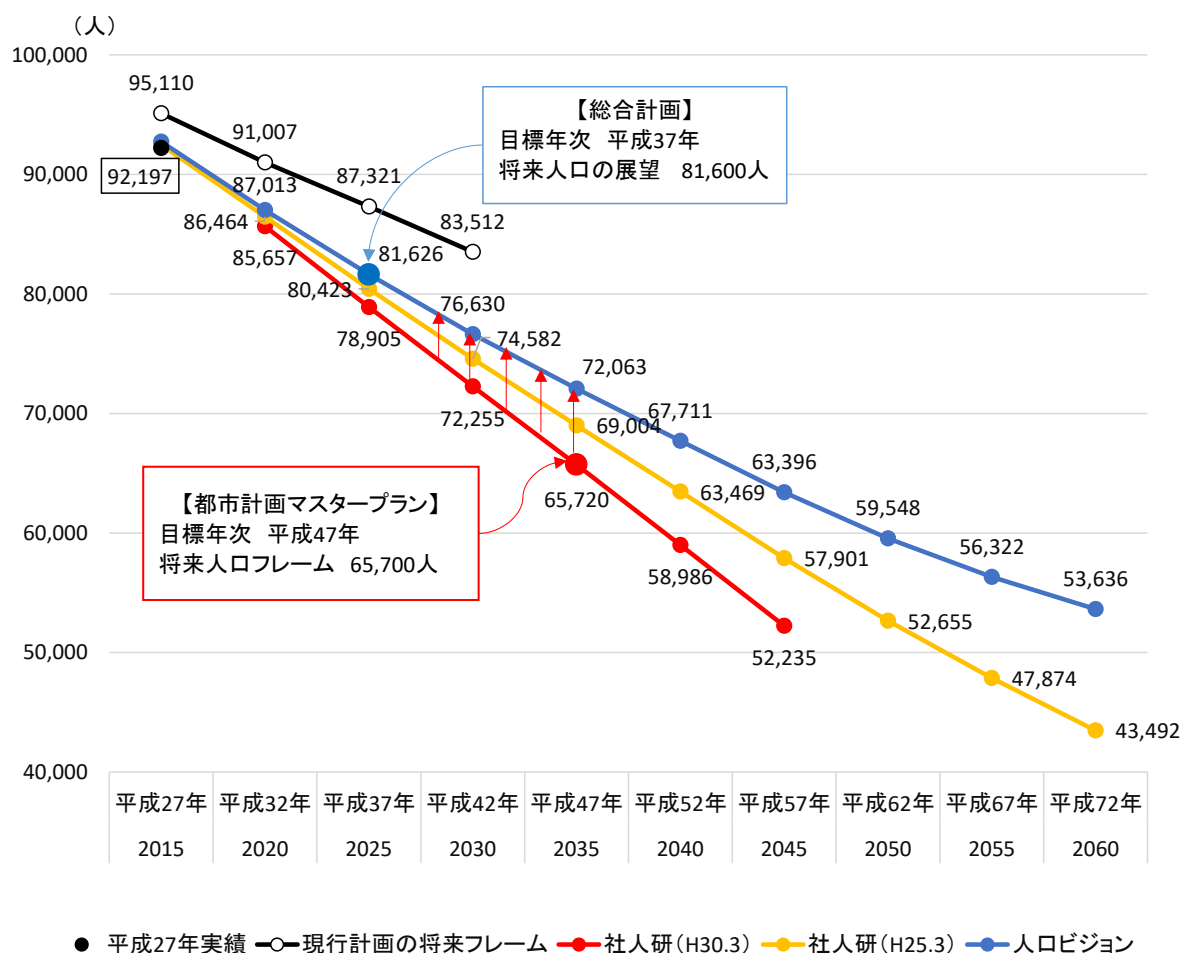


図 49 将来人口見通し

＜参考＞ 横手市人口ビジョンの目標値

横手市人口ビジョンでは、合計特殊出生率が 2025（平成 37）年に 1.83（国民の希望出生率）、2030（平成 42）年に 1.90（横手市民の希望出生率）、2040（平成 52）年に 2.07（人口置換水準）と設定しています。

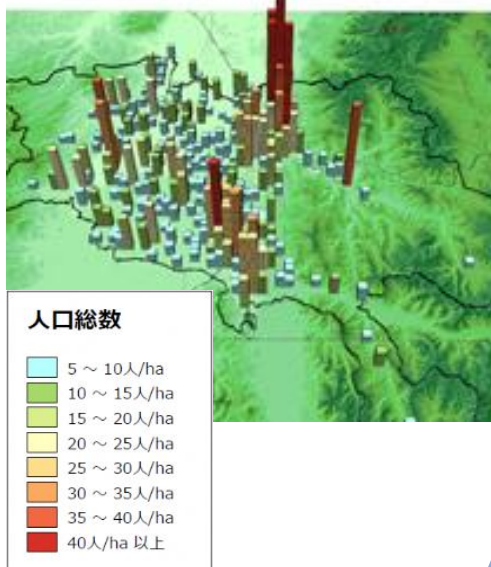
また、純移動率は、2035（平成 47）年までに縮小させ、2040（平成 52）年以降は転入・転出が均衡すると設定しています。

【参考 市街地の拡大型からコンパクトな市街地への再編イメージ】

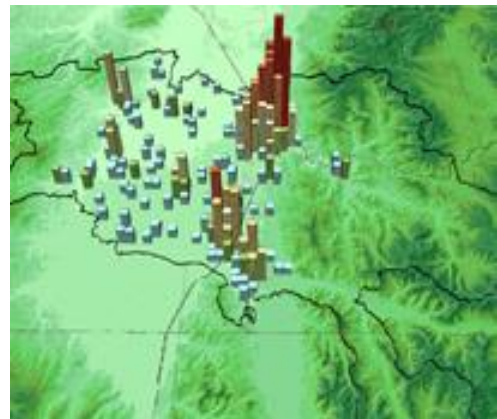
1995（平成 7）年の人口分布は、各地域の中心に一定程度の人口集積がみられます。しかし、2015（平成 27）年の人口密度の分布をみると、市域のほとんどが 5 人/ha 未満となっています。人口密度が 40 人/ha 以上の地区は横手地域の中心部、20～40 人/ha の地区は横手地域、平鹿地域、十文字地域の用途地域、増田地域、雄物川地域、大森地域の地域拠点に分布しています。

この傾向がこのまま続くと、2035（平成 47）年には人口密度が 40 人/ha 以上の地区はなくなり、全市的に低密度化すると予測されています。このため、市街地の無秩序な拡散を抑制し、コンパクトな市街地を形成する必要があります。

【1995（平成 7）年】

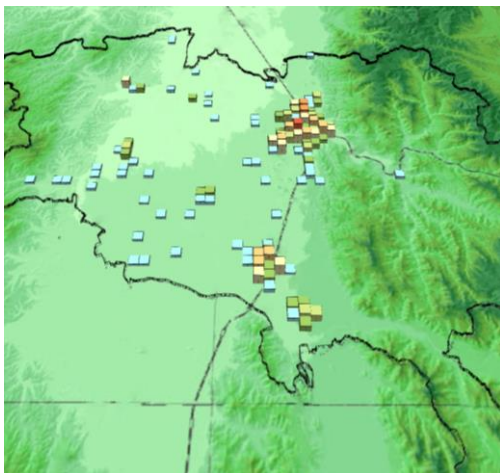


【2015（平成 27）年】



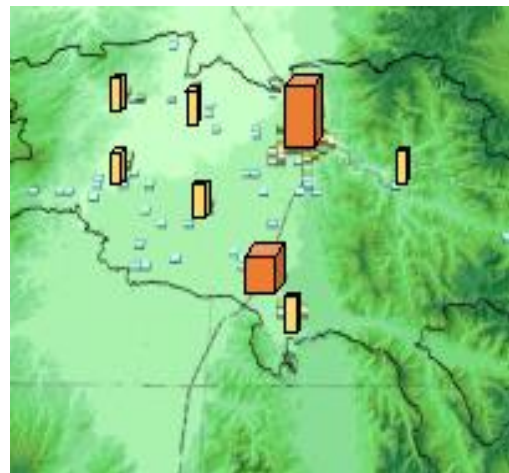
【2035（平成 47）年】

現状の推移のまま市街地の低密度化が進行



【2035（平成 47）年】

拠点の人口が維持されている望ましい市街地のイメージ



第5章 将来都市構造

1. 将来都市構造の基本的な考え方

厳しい雪国の自然条件、人口減少・少子高齢化が進行する中で、市街地の拡大や中心部の空洞化が進行しています。このままの都市構造を放置すれば、道路・橋りょう等の更新費用が嵩み、上下水道の老朽化対応が増え、除雪費用も毎年のように上昇していきます。これでは、人口が減少していくにもかかわらず行政コストが増大する状態となり、財政がさらに悪化し、将来にわたって誰もが安心快適に暮らし続けられる持続可能なまちを維持していくことは困難です。

20年後の将来を見据え、今後は無秩序なまちの拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりに取り組む必要があります。

一方、横手市の各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを大切にしながら、地域資源を継承していかなければなりません。それには、8地域が有する魅力を活かし、地域と地域、拠点と地域がそれぞれ連携する助け合いの輪の形成が重要と考えます。

以上のことから、横手市を構成する8地域に拠点を配置し、拠点ごとの役割分担を明確にしながら、各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを大切にした「多核型のコンパクトシティ＋ネットワーク」を本市の目指すべき将来都市構造とします。

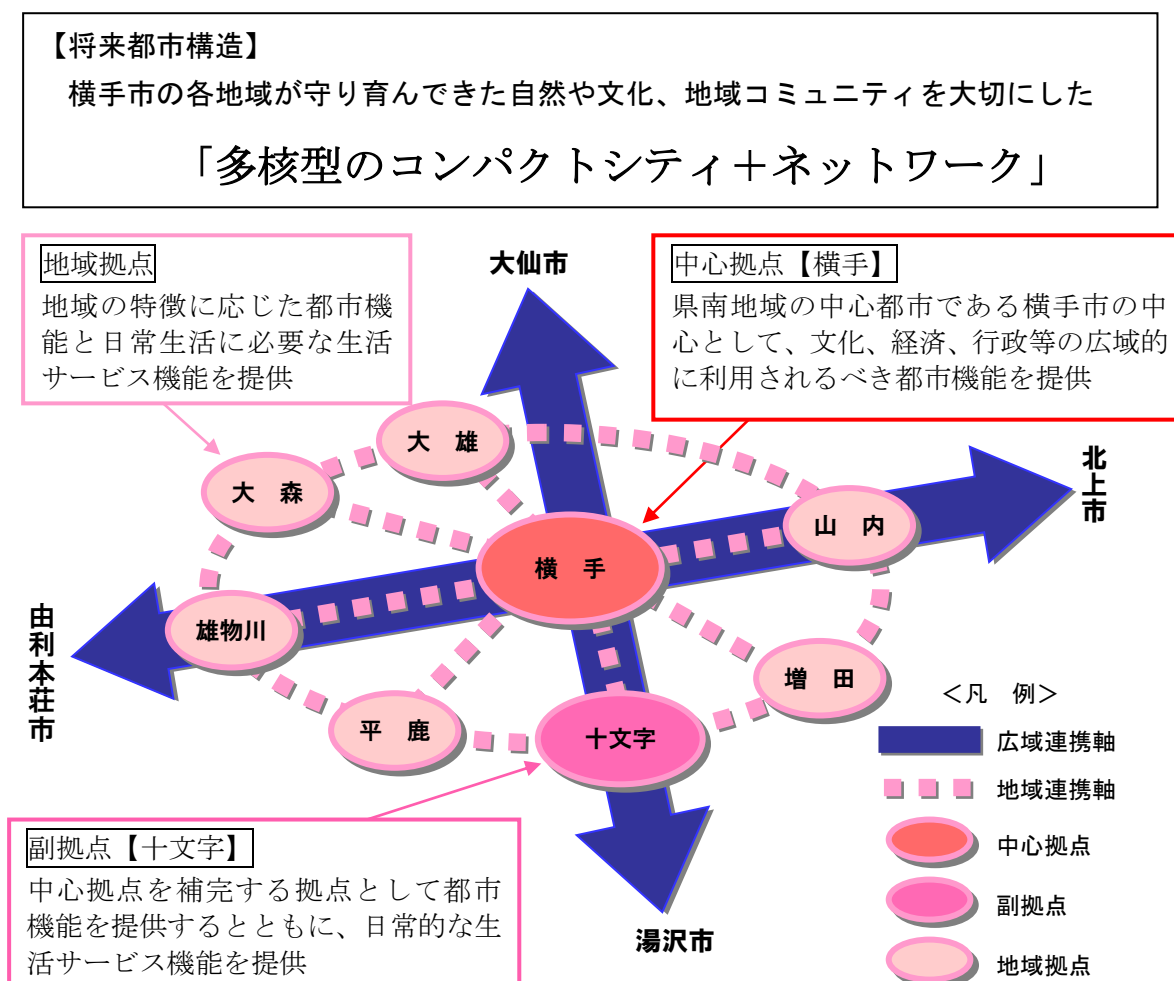
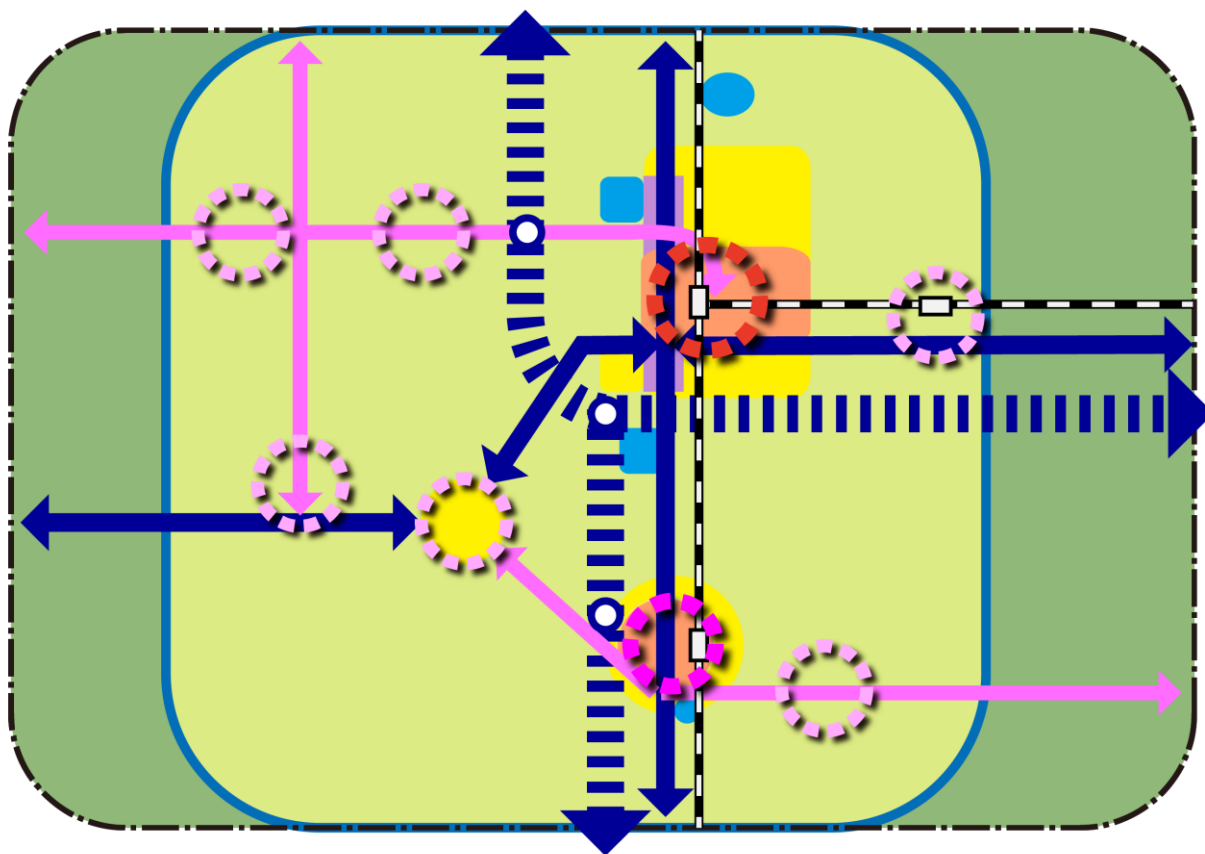


図 50 将来都市構造の考え方

2. 将来都市構造

将来都市構造の基本的な考え方を踏まえ、横手市の地形条件、鉄道や道路網等の交通インフラ等の配置をベースとし、拠点、ゾーン、連携軸を配置します。



凡 例			
中心拠点		まちなか居住エリア	
副拠点		一般居住エリア	
地域拠点		田園居住エリア	
広域連携軸		沿道商業エリア	
		工業流通業務集積エリア	
地域連携軸		自然交流エリア	
都市計画区域			

図 51 将来都市構造

3. 拠点の役割と形成方針

(1) 中心拠点【横手地域】

【役割】

中心拠点は、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点であり、県南地域の中心都市である横手市の中心として、文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能を提供する拠点です。また、居住者、来街者、観光客等の多様な人々が交流することができるにぎわいを創出する拠点です。

自動車に頼らず、公共交通、徒歩、自転車等で多様な都市機能にアクセスできる拠点です。

【拠点形成方針】

- 市民、事業者、行政等の連携により、既存都市機能の維持や有効活用を図り、都市機能の充実に取り組みます。
- 空き店舗、空きビル等の有効活用を図り、買い物や余暇活動、観光等、来街者の増加を図り、にぎわいの再生に取り組みます。
- 公共施設の建替えに合わせて、中心拠点への移転や機能の複合化、高度化等に取り組みます。
- 駅やバスターミナル等の交通拠点周辺へ都市機能の誘導を図り、高齢者等が訪れやすい街の形成に取り組みます。
- 循環バスのバス停の快適性向上や路線の見直し等により、利便性の向上に取り組みます。

(2) 副拠点【十文字地域】

【役割】

副拠点は、十文字地域だけでなく増田地域や平鹿地域等の横手市南部の中心として、社会福祉、文化機能等の暮らしを支える機能を提供する拠点であるとともに、横手市の南側の玄関口として、また、横手市増田伝統的建造物群保存地区への玄関口として観光交流機能を提供する拠点です。

【拠点形成方針】

- 既存公共施設の建替えに合わせて、中心拠点を補完する機能の確保に取り組みます。
- 空き店舗等の有効活用を図り、買い物や余暇活動、観光等、来街者の増加を図り、にぎわいの再生に取り組みます。
- 十文字駅や十文字インターチェンジは、増田地域へのアクセスポイントとして来訪者に配慮した案内板の整備や交通結節点としての機能向上に取り組みます。
- 増田地域との公共交通による連携を確保します。

(3) 地域拠点【増田・平鹿・雄物川・大森・山内・大雄地域】

【役割】

地域拠点は、各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを将来的にも継承していくためのよりどころとなる拠点であり、買い物や診察など、日常生活に必要な機能を提供する拠点です。

また、地域間の交流の促進や、観光、都市と農村の交流など、地域の資源や魅力を活かした交流を創出する拠点です。

中心拠点又は副拠点へアクセスできる公共交通機能を有する拠点です。

【拠点形成方針】

- 田園や中山間に点在する既存住宅に住み続けられるように、地域住民や行政に限らず、地域おこし協力隊や地域外住民（ボランティア、観光客、応援市民等）、NPO法人等の多様な主体による地域を支える機能の確保に取り組みます。
- 現在保有する都市機能を維持することを基本とし、既存公共施設の建替えに合わせて、機能の複合化、高度化等に取り組みます。
- 中心拠点や副拠点と地域を結ぶ公共交通の確保に取り組みます。



4. 各エリアの役割と形成方針

(1) まちなか居住エリア

【役割】

中心拠点・副拠点及びその周辺で、多様なサービスを楽しむことができ、雪処理の負担が少ない利便性の高い暮らしを提供するエリアです。また、来街者、観光客等の多様な人が集い、にぎわいを創出するエリアです。

路線バスや循環バス等により中心拠点にアクセスしやすく、高齢者も外出しやすい公共交通が利用しやすいエリアです。

【エリアの形成方針】

既に集積している都市機能を活かし、住宅や商業・業務施設、公共施設等が複合した土地利用を誘導します。

戸建て住宅・マンション・持ち家・賃貸等、多様な世代がライフステージに合わせて住まいの選択が可能な居住環境、雪処理の負担が少ない居住環境の形成を図り、共働き世帯や高齢世帯等の定住の促進に取り組みます。

地域の個性を活かした街並みなど、良好な景観形成を図り、魅力ある市街地の形成に取り組みます。

循環バスの利用促進を図るため、ルートの見直しやバス停の環境整備等の利便性の向上に取り組みます。

(2) 一般居住エリア

【役割】

周辺の自然・田園景観と調和し、低層住宅を中心とした良好な都市基盤、生活環境等を提供する居住エリアです。

【エリアの形成方針】

空き家や空き地等の有効活用を図るとともに、既存インフラの適切な維持管理を図り、ゆとりある緑豊かな居住環境の保全に取り組みます。

(3) 田園居住エリア

【役割】

県内一の生産額を誇る農業の基盤である農地の保全を図ることを基本とし、営農環境と調和した居住環境を提供するエリアです。

【エリアの形成方針】

農地の保全を図るため、無秩序な宅地化の抑制を図ります。また、持続可能な集落を形成するため、集落内の生活環境の改善と生活利便性の向上を図ります。

農業や自然環境を活かした市内外からの移住等の受け皿として、空き家や空き地の活用に取り組みます。

中心拠点及び副拠点への公共交通によるアクセスを確保します。

(4) 沿道商業エリア

【役割】

自家用車でのアクセスを前提とした商業施設が集積するエリアです。

【エリアの形成方針】

自動車でのアクセスを前提とした商業施設や娯楽施設を誘導することを基本とし、中心拠点エリアのにぎわい再生のさまたげとなる、大規模な店舗や映画館・劇場等の立地を抑制します。

(5) 工業流通業務集積エリア

【役割】

工業団地、流通業務団地を中心とした地域は、積極的な企業誘致により工業流通業務が集積した地域産業を支えるエリアです。

【エリアの形成方針】

工業団地への企業誘致の促進を図るとともに、輸送機関係企業や小規模な製造業者も立地しやすいよう土地利用の誘導を図ります。輸送機関連企業等の集積を高めるため、新たな産業用地の整備について検討します。

(6) 自然交流エリア

【役割】

自然環境の保全を基本としつつ、豊かな自然環境の保全を図るとともに、林業や特用林産物の生産、歴史や温泉等、地域の資源を活用した産業や観光交流のエリアです。

【エリアの形成方針】

雄物川水系の中流域としての水源の涵養や、土砂崩れなどの災害の防止の観点から保全を図ります。

自然環境の魅力を活かし、自然とのふれあいの場や憩いの場を活用し、多様な観光・交流機会の創出に取り組みます。

山地で多くなっている耕作放棄地の有効活用を図り、良好な田園・里山の景観を保全します。



5. ネットワークの役割と形成方針

(1) 広域連携軸

【役割】

秋田 - 大曲 - 横手 - 湯沢の県内の南北の広域的生活圏、北上 - 横手 - 由利本荘の東西の広域的生活圏を結ぶ軸です。

【広域連携軸の形成方針】

広域的な交流の促進や産業の活性化を図るため、秋田自動車道の利便性の向上や冬季の除排雪の充実を促進します。

(2) 地域連携軸

【役割】

中心拠点、副拠点、地域拠点を結ぶ軸です。

【地域連携軸の形成方針】

市民の暮らしや、活力ある産業活動、災害時の緊急活動を支える道路ネットワークを形成します。

鉄道や路線バス、循環バス、コミュニティバス等、地域の実情に応じた公共交通ネットワークを形成します。

第6章 分野別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

① 中心拠点や副拠点の再生に向けて、都市機能及び居住を誘導

中心拠点や副拠点は、地域に応じた商業・業務地を適正に誘導することにより、市民生活の利便性の向上と、来街者や観光客等の交流人口の増加によるにぎわいの創出を図ります。

② コンパクトシティの形成に向けて、無秩序な市街地拡大を抑制

身近な緑地や山林、農地を保全し、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、集約的・効率的な土地利用を誘導することで、効率的な都市経営を図り持続可能なまちを形成します。

③ 産業集積の促進に向けた計画的な土地利用

広域交通の利便性を活かした企業誘致のさらなる推進を図るため、工業団地の拡大等を視野に入れた計画的な土地利用に取り組みます。

(2) エリア別土地利用の方針

持続可能な都市の形成に向けては、市街地の拡大傾向及び中心部の空洞化に歯止めをかけ、既存インフラや地域資源の有効活用を図ることが必要です。

このため、「多核型コンパクトシティ＋ネットワーク」の都市構造に基づき、現在の土地利用やインフラ整備の状況等を踏まえながらエリア区分を行い、それぞれのエリアの土地利用の方針を示します。

エリア別の土地利用の方針に基づき、今後、都市計画区域の区域区分の検討、用途地域の見直し等、都市計画の決定・変更を検討していきます。

① 中心拠点エリア

中心拠点エリアは、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点として形成するエリアであることから、市民、事業者、行政等の連携により、文化、経済、行政等の既存都市機能の維持を図り、より一層の集積に取り組みます。

国道13号沿道等に自動車利用を前提とした店舗の立地が進行していますが、今後は、自家用車に過度に依存しなくても買い物やレクリエーションを楽しむことができる場を確保することが求められています。このため、中心拠点エリアのにぎわい再生に向けて、横手駅周辺の空き店舗や空きビルを有効活用しながら、買い物や余暇活動、観光等の対象となるようにエリアとしての価値の向上に努め、来街者を増やす施策展開や民間主体のまちづくりを進めます。

また、高度経済成長期に整備した公共施設が老朽化していることから、公共施設の建



替えに合わせて、中心拠点への移転や機能の複合化、高度化等に取り組みます。

これまで、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、道路や公園、下水道等の都市基盤が整った良好な市街地の形成に取り組んできました。これらの都市基盤を有効活用したまちなか居住を促進するため、融雪設備の整備等の除排雪に対する負担の軽減、中高層住宅の積極的な誘導に取り組みます。

② 副拠点エリア

副拠点エリアは、中心拠点エリアの機能を補完するとともに横手市の南部の玄関口で観光交流の核となる拠点として形成するエリアであることから、市民、事業者、行政等の多様な主体の連携により、にぎわいの創出に取り組みます。

十文字駅周辺や羽州街道沿道の商店街では空き店舗、空き地が増加していることから、空き店舗の有効活用を図るなど、商業、業務、交流等の都市機能の誘導に取り組みます。

十文字庁舎や総合文化センターは高度経済成長期に整備され老朽化していることから、地域交流拠点の都市機能の維持、一層の機能集積のため、施設の複合化、高度化等を含め、魅力や利便性の向上に向けた施設のあり方を検討します。

③ まちなか居住エリア

まちなか居住エリアは、中心拠点エリアまたは副拠点エリアの周辺に位置し、暮らしの利便性が高いエリアであることから、住宅と商業・業務機能が調和した複合的な土地利用を誘導します。

まちなか居住エリアは、店舗、医療施設、子育て支援施設等の日常生活を支援する施設が立地し利便性が確保されていることから、今後も利便性の維持、向上を図るため、都市機能の維持に取り組みます。

土地区画整理事業を実施し、道路や公園、下水道等の都市基盤が整った良好な住宅地では、これらの都市基盤を有効活用したまちなか居住を促進するため、低層住宅、中高層住宅を積極的に誘導します。また、生活道路やオープンスペースが不足する建物が密集する地区は、地区計画等の策定により、生活道路や緑地を確保し居住環境を改善することで、居住の誘導を図ります。

④ 一般居住エリア

一般居住エリアは、周辺の自然・田園と調和した低層住宅を中心としたゆとりある居住エリアとして誘導します。

良好な居住環境を維持するため、居住環境に著しく影響を与えるおそれのある工場や娯楽施設等が混在しないように、適切な建物用途を誘導します。また、用途地域内に残るまとまった農地は、今後、人口減少が一層進行する中で、新たな宅地化は抑制すべきであることから、農地として活用されるよう用途地域の指定解除について検討します。

⑤ 沿道商業エリア

沿道商業エリアは、自家用車でのアクセスを前提とした商業施設が立地するエリアとして誘導します。

国道 13 号等の幹線道路沿道に自動車利用を前提とした商業施設や娯楽施設が立地していますが、今後は、自家用車に過度に依存しなくても買い物やレクリエーションを楽しむことができる場を確保することが求められています。このため、中心拠点エリアのにぎわい再生のさまたげとなる大規模な店舗や映画館・劇場等の立地を抑制し、中規模の店舗や娯楽施設、業務施設を誘導します。

⑥ 工業流通業務集積エリア

工業流通業務集積エリアは、輸送機関係企業や流通業務企業が集積するエリアとして誘導します。

横手工業団地・横手第二工業団地、柳田工業団地、八萩工業団地等の既存の工業団地は、企業の集積が進んでいることから、今後も企業集積を図ります。

また、雇用の維持と創出のため、輸送機関係企業や小規模な製造業者も立地しやすい土地利用の誘導を図ります。また、輸送機関係企業等の集積を高めるため、新たな産業用地の整備について検討します。

⑦ 地域拠点エリア

地域拠点エリアは、各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを将来的にも継承していくための拠点として形成するエリアであることから、店舗や診療所、公共施設等の日常生活に必要な機能の維持に取り組みます。

豊かな自然や田園と調和した居住環境の保全を図るため、生活排水処理施設や道路等の適切な維持に取り組みます。

⑧ 田園居住エリア

田園居住エリアは、県内一の生産額を誇る農地の保全を図ることを基本とするエリアとして誘導します。

自然環境や農地を保全するため、無秩序な開発の抑制に向けて、土地利用のルールの見直しに取り組みます。田園や里山に点在する集落については、周辺環境と調和した居住環境の維持に取り組みます。



⑨ 自然交流エリア

自然交流エリアは、自然環境の保全を基本としつつ、豊かな自然環境の保全を図るとともに、林業や特用林産物の生産、歴史や温泉等、地域の資源を活用した産業や観光交流のエリアとして誘導します。

自然環境の保全に加えて、雄物川水系の中流域としての水源の涵養や土砂災害等の防止の観点から、無秩序な林地や農地の宅地化の抑制に取り組みます。また、自然環境との調和に配慮しつつ、多様な観光・交流機会の創出を図るため、自然体験やふれあいの場として活用します。

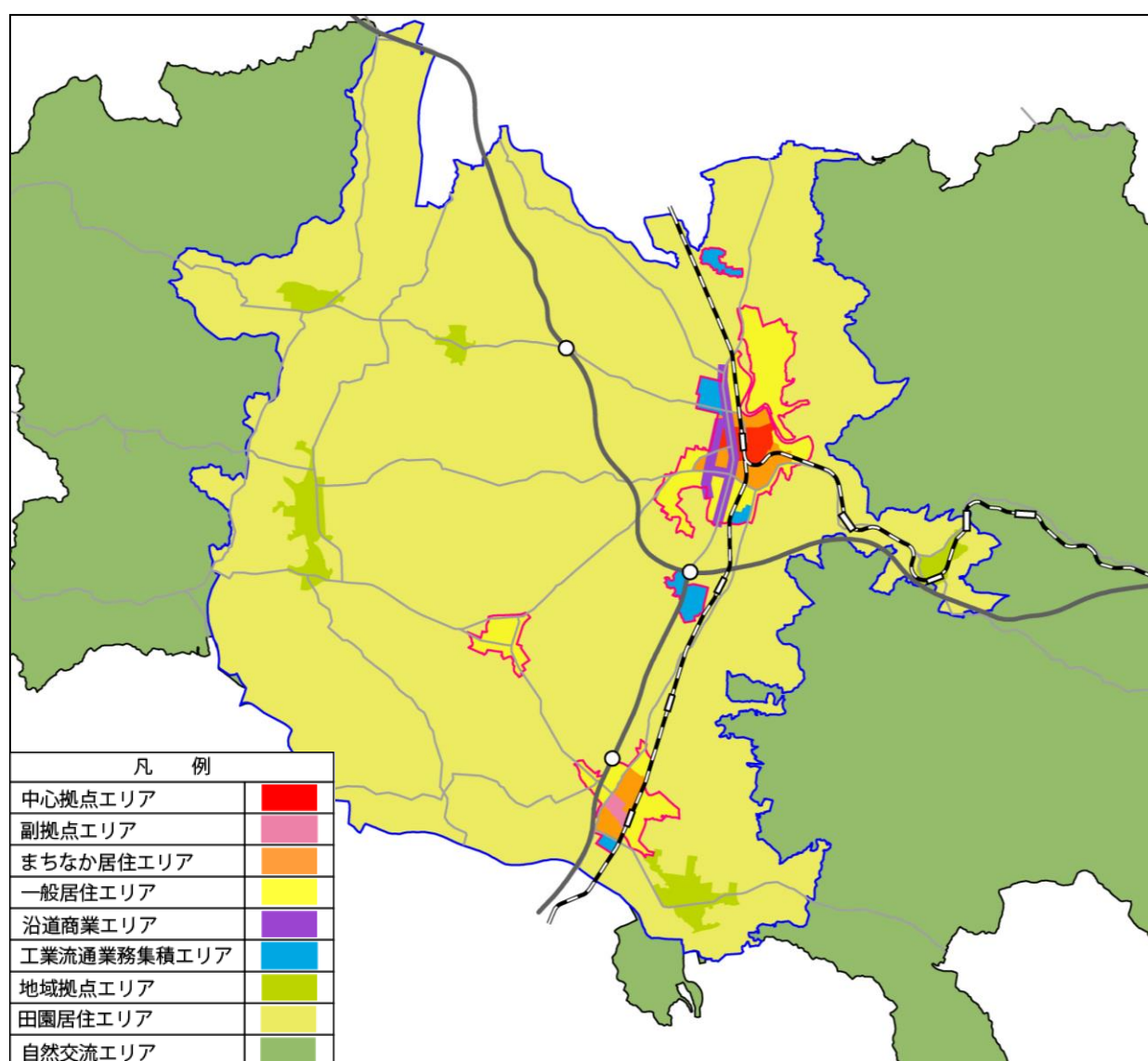


図 52 土地利用方針

2. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

① 中心拠点のにぎわいを再生するため、計画的な市街地整備を推進

中心拠点エリアは、横手市の中心としてのにぎわいの再生を図るため、計画的な市街地整備を推進します。

② 中心拠点、副拠点の雪負担の軽減

中心拠点は、除排雪に対する負担が少ない、冬季も暮らしやすい居住環境を形成するため、融雪設備等の計画的な整備推進に取り組み、副拠点は既存の消雪施設の適切な維持管理に努めます。

③ 誰もが安心快適に暮らせる市街地の形成

地区特性に応じた手法を選択して計画的に整備を進め、安全性・利便性を備えた良質な市街地形成を図ります。

(2) エリア別の市街地整備の方針

① 中心拠点エリア

中心拠点エリアは、にぎわいの再生やまちなか居住促進のため、横手駅前の空きビルや空き地を活用した市街地再開発事業や三枚橋地区土地区画整理事業に取り組みます。また、冬季も暮らしやすいエリアとして形成するため、高齢社会や共働き社会に適した融雪設備等の計画的な整備を推進します。

中心拠点エリアにある文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能を維持するとともに、さらにまちの魅力を向上させるために、立地適正化計画を活用し、居住者、来街者、観光客等の多様な人々の交流を創出する都市機能を誘導します。

② 副拠点エリア

副拠点は、横手市の南部の玄関口で観光交流の核となる拠点として形成するエリアであることから、既存公共施設の建替えに合わせて、機能の複合化、高度化等に取り組みます。また、副拠点としてふさわしい用途地域への変更や地区計画等の活用・導入を検討するなど、地区の実態にあわせたきめ細かな市街地形成を推進します。

また、立地適正化計画を活用し、中心拠点を補完する拠点として社会福祉、文化機能等の暮らしを支える都市機能を誘導します。



③ まちなか居住エリア

既存の公共インフラ等の維持・活用を推進し、空き地や空き家対策を推進するなど、地域の環境を維持する対策を講じ、多様な居住ニーズに応えることができる住宅地への転換を進めます。

建物が密集している地域などについては、地区計画等の策定により、空き地等を活用した生活道路や緑地などのオープンスペースの創出を促進します。また、車両通行の支障になっている電力柱等の移設や側溝整備により、道路幅員の有効活用を図り、車両通行の円滑化、安全な歩行空間の確保と除排雪の効率化に努めます。

さらに、立地適正化計画を活用し、公共交通の利便性が高く、雪の負担が少ない居住環境を提供することにより居住の誘導を図ります。

④ 一般居住エリア

既存の公共インフラ等の維持・活用を推進し、空き地や空き家対策を推進するなど、地域の環境を維持する対策に取り組みます。

3. 交通関連施設整備の方針

(1) 基本方針

① 中心拠点、副拠点と地域拠点間を結ぶネットワークの強化

「多核型コンパクトシティ＋ネットワーク」の形成に向けて、各拠点間を連携・連絡する交通体系の確立は必要不可欠であり、市民の移動手段である自動車交通や公共交通の安全性・円滑性・利便性を確保する道路・交通ネットワークの形成を図ります。

② 中心拠点内の移動しやすさの向上

中心拠点のにぎわいを再生するため、循環バスの利便性の向上や融雪設備の整備による冬季の歩きやすさを向上させるなど、中心拠点内の移動しやすさの向上に取り組みます。

③ 産業振興・観光交流の促進に向けた高速交通体系の充実

秋田自動車道や国道13号、国道107号等の他市町村との広域連携に資する道路機能の維持・充実に取り組みます。

(2) 交通関連施設整備の方針

① 道路ネットワークの形成方針

ア) 道路ネットワークの構築

快適な市民生活や都市活動、活発な産業・経済活動や災害時の緊急活動を支えるための道路ネットワークを構築します。

産業振興や観光交流の促進等、人、モノの交流を拡大するため、秋田自動車道や国道をはじめとした主要幹線道路の交通ネットワークを構築します。また、都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、中心拠点、副拠点、地域拠点間の連携を強化するための交通ネットワークを構築します。

都市計画道路については、都市計画決定後、長期にわたり事業化されず未着手（未整備）になっている都市計画道路の必要性、実現性等の検証を行うとともに、中心拠点、副拠点、地域拠点間の連携強化に必要なネットワークの検討等、都市計画道路網の見直しを検討します。

高度経済成長期に整備された道路や橋梁などの道路施設が更新時期を迎え、定期点検による適正な維持管理や安全確保が急務となっており、交通の安全を確保するためにも、適正な維持管理に取り組みます。

冬季の市民生活を支えるため、道路除排雪のより一層の効率化を図り、地域の特性に合わせた利用者にやさしい冬季の道路環境の実現に取り組みます。



イ) 生活道路の充実

多くの人が集まる場や学校周辺等の子どもたちが多く通行する道路は、歩行者安全施設や防犯灯の整備等、安心して歩ける道路環境の形成を図ります。

建物が密集している地域などについては、地区計画等の策定により、空き地等を活用した生活道路や緑地などのオープンスペースの創出を促進します。また、車両通行の支障になっている電力柱等の移設や側溝整備により、道路幅員の有効活用を図り、車両通行の円滑化、安全な歩行空間の確保と除排雪の効率化に努めます。

ウ) 道路空間の魅力向上

中心拠点、副拠点、地域拠点、主要な観光ポイントでは、歩いて楽しい、歩きたくなる歩行者空間の形成を図るため、歴史的な資源に配慮するなど、地域の特性に応じた歩道や街路灯の高質化、案内板の整備に取り組みます。

また、歩行者や車いす利用者なども使いやすい道路とするため、歩道のバリアフリー化を推進します。

② 地域公共交通ネットワークの形成方針

ア) 中心拠点・副拠点と地域拠点を結ぶネットワークの確保

誰もが気軽に公共交通を利用し中心拠点や副拠点に出かけられるように、地域住民や行政、交通事業者などの多様な関係者が協働・連携により、路線バスの維持を図るとともに、市内循環バスやデマンド型乗合タクシー（デマンド交通）など、地域の実情にあった公共交通の確保に取り組みます。

イ) 地域公共交通の利用促進

地域公共交通の利用促進に向けて、市内循環バスやデマンド型乗合タクシー（デマンド交通）に対する積極的な情報発信に取り組みます。また、バス停の待合環境の改善や鉄道とバスの乗り継ぎの円滑化等に取り組みます。

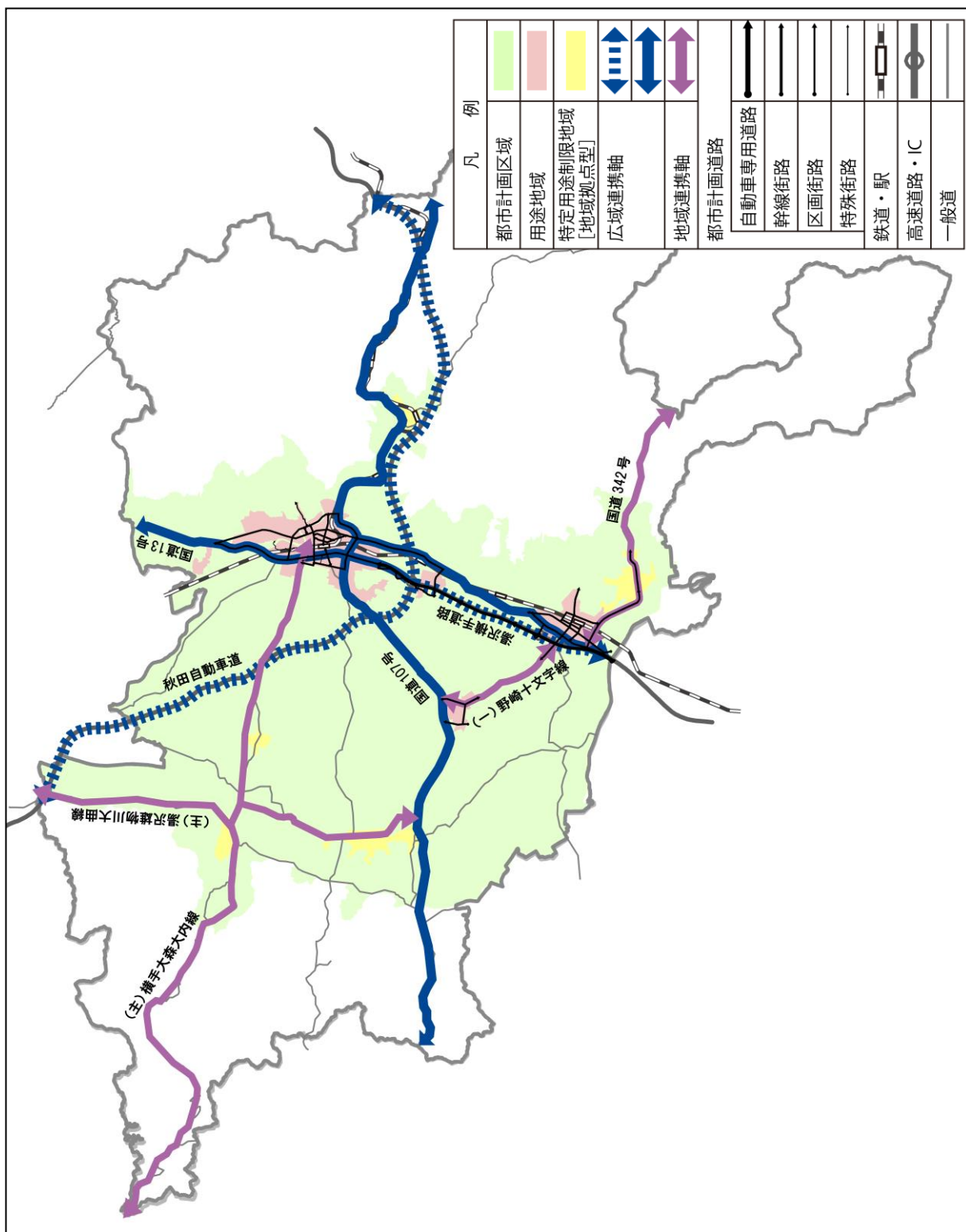


図 53 道路ネットワーク

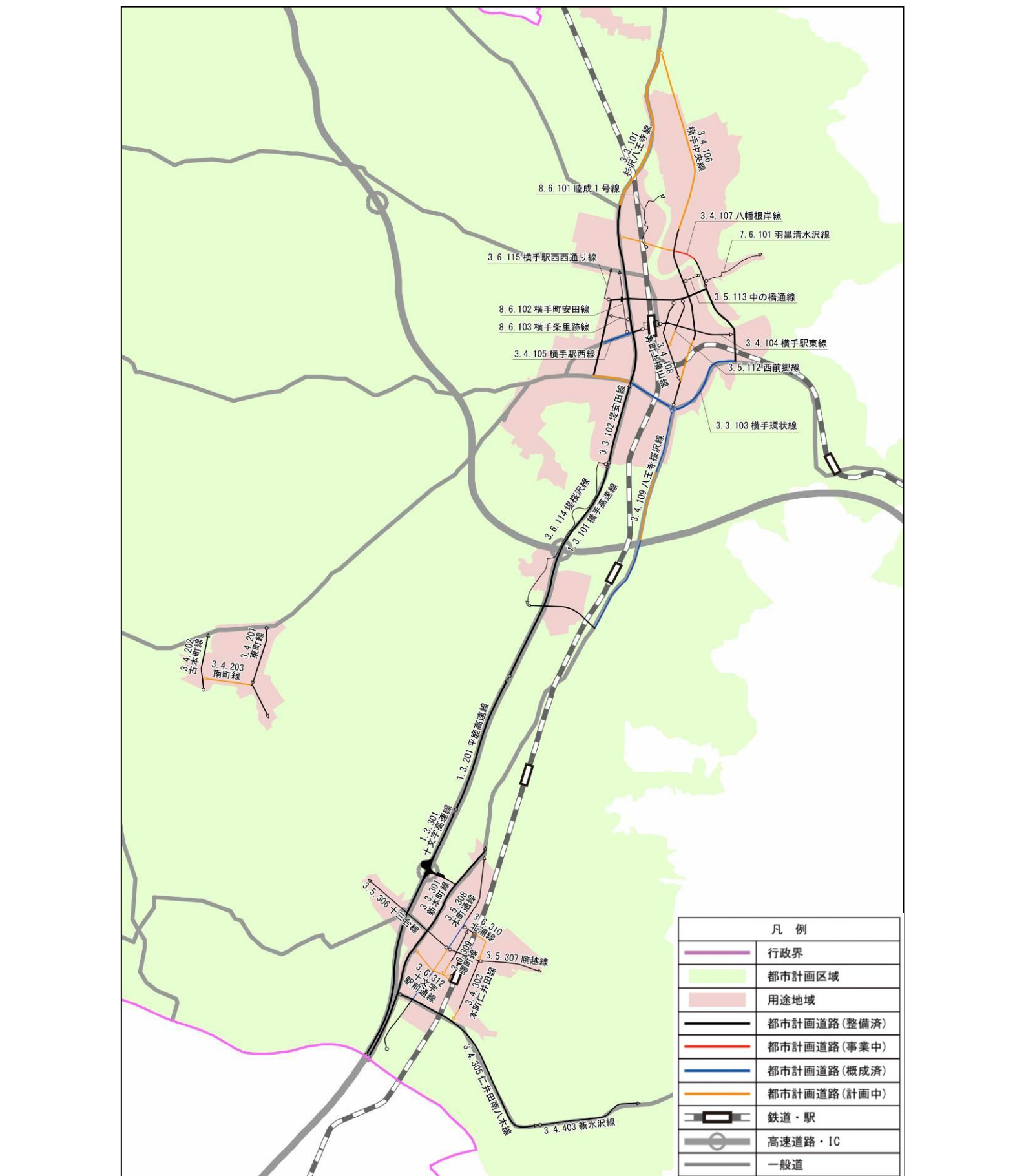


図 54 都市計画道路

4. 産業基盤整備の方針

(1) 基本方針

① 生産力強化に向けた基盤の整備

意欲ある担い手経営体への農地の利用集積を推進し、経営の効率化と安定を促進するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地への対策を進めます。

農産物の収益性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。

② 雇用の安定確保

雇用の場の安定確保を図るため、輸送機関係企業や小規模な製造業者も立地しやすい土地利用の誘導を図ります。

(2) 産業基盤整備の方針

① 農業経営基盤の強化の方針

ア) 農地の保全と優良農地の確保

農地の宅地化の進行により、地域資源である自然環境や田園景観が損なわれないように、農地の保全を基本としつつ、無秩序な宅地化を抑制するとともに、良好な施設立地を誘導し、営農環境と都市的土地利用の調和を図ります。

イ) 担い手による農地利用集積の推進

地域農業の担い手のため農地を集積・集約化等することにより農業経営基盤の強化を図ります。

ウ) 農業生産基盤整備の推進

農業の生産性と収益性の向上を図るため、水田の大区画化等による基盤整備を促進します。

② 農村と都市部の交流の促進

雇用の受け皿として農業の担い手を確保するとともに、都市と農村の交流を促進し、豊かな自然や恵まれた環境等、横手市の良さを実感してもらうことにより移住者の増加に取り組みます。

③ 工業生産力の強化の方針

雇用の場の安定確保を図るため、輸送機関係企業や小規模な製造業者も立地しやすい土地利用の誘導を図ります。また、輸送機関係企業等の集積を高めるため、新たな産業用地の整備について検討します。



④ 商業活性化の方針

地域商業の活性化を図るため、店舗の改修、街路灯の維持管理、空き店舗の利活用促進等、既存商店街の魅力の向上に向けて支援します。また、既存商店街におけるにぎわいの創出と魅力の向上にむけた民間主体のまちづくり活動支援します。

5. 居住環境整備の方針

(1) 基本方針

① 冬季の暮らしやすさの向上

年間を通して、誰もが安心快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、冬季の暮らしやすさの向上に取り組みます。

② 誰もが安心快適に暮らせる居住環境の形成

住宅ストックの高質化、適正な空き家管理、適正な生活排水処理の推進に取り組みます。

(2) 居住環境整備の方針

① 雪に強いまちづくりの推進

冬季の市民生活を支えるため、道路除排雪のより一層の効率化を図るとともに、消融雪施設の適切な維持・管理により、地域の特性に合わせた利用者にやさしい道路環境の実現に取り組みます。

特に、建物が密集している住宅地においては、車両通行の支障になっている電力柱等の移設や側溝整備により、道路幅員の有効活用を図り、車両通行の円滑化、安全な歩行空間の確保と除排雪の効率化に努めます。また、老朽危険空き家跡地を活用し地域コミュニティの雪寄せ場の創出を図ります。

屋根雪処理における労力や危険が少なく、非常に効果的な雪対策である克雪住宅、また、降雪期の地震に強い耐雪・耐震住宅の普及を進めるための支援に取り組みます。

② 住宅の高質化に向けた普及啓発

住宅の品質・性能を向上させるため、情報提供や税制面上の優遇を受けられる認定制度等によりバリアフリー化、省エネルギー化の促進に取り組みます。

③ 空き家の適正な管理に向けた意識啓発

火災・犯罪の発生や倒壊、景観の阻害など、管理不全の空き家による住環境の悪化を防ぐため、所有者への意識啓発に取り組みます。また、特に危険な空き家に対しては、必要に応じて危険排除策を実施します。

利用可能な空き家については、空き家バンクによる情報提供など、定住・移住の促進に活用します。

④ 適正な生活排水処理の推進

快適な生活環境の構築及び水環境保全のためには、生活排水の適切な処理が不可欠です。それぞれの地域の実状に応じ、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等、効率的な排水処理事業を選択し、その整備を推進します。また、公共下水道等の整備が完了した地区では、水洗化率の向上に取り組みます。



⑤ 火葬場の維持管理

火葬場は、公衆衛生及び公共の福祉の観点から必要不可欠な施設です。横手市には、東部斎場、南部斎場、西部斎場の3つの斎場があります。この内、西部斎場は建築から29年が経過し、設備等の老朽化が進んでいる状況です。このため、市民の生活環境の維持向上を図るため、既存施設の適切な維持管理及び更新に取り組みます。

⑥ ごみ処理施設の維持管理

ごみの適正処理を図るとともに、環境負荷の低い地域社会の実現を図るため、2016（平成28）年度よりごみ処理施設「クリーンプラザよこて」を供用開始しています。

今後も、施設が適切に運営されるよう、ごみの減量化・再資源化の推進に向けて市民意識の啓発に取り組みます。

6. 防災・減災の方針

(1) 基本方針

① 水害に強いまちづくり

集中豪雨による浸水・洪水など、度重なる水害が発生していることから、総合的な治水対策を推進します。

② 災害が発生しても被害を最小限に抑える減災のまちづくり

安全・安心な市民生活を実現するためには、自然災害により引き起こされる被害をできる限り少なくするための減災のまちづくりを推進します。

(2) 防災・減災の方針

① 地震・火災対策の推進

災害に強い都市を形成するため、建築物の不燃化・耐震化を促進します。特に、冬季に地震が発生した場合には、屋根の雪荷重のために倒壊する家屋が増大することが予想されることから、住宅の耐震化の支援に取り組みます。特に、建物が密集した市街地は、建物の倒壊や延焼火災の危険性が高いことから、地区計画を活用した区画道路や公園の確保、老朽危険空き家跡地を活用したオープンスペースの確保、防火地域または準防火地域の指定の検討に取り組みます。

電気・ガス・通信・上下水道などのライフラインは、災害発生時に被害を最小限に抑え、被災者の生活再建を早く進めるために、計画的な耐震化を推進します。

② 風水害対策の推進

異常気象の頻発などにより浸水の危険度が高まっていることから、台風や大雨による浸水被害を軽減するため、河川・排水路の改修・整備や雨水処理能力の向上等、総合的な治水対策を推進します

市街地周辺も含む、山際の急傾斜地や扇状地等には土砂災害の危険性が高い箇所があることから、適切な土地利用の誘導や災害の未然防止対策に取り組みます。また、立地適正化計画制度を活用し居住を誘導しない区域とするなど、適切な居住の誘導に取り組みます。

③ 防災体制の強化

災害の未然防止や被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、消防団をはじめ地域の自主防災組織や企業の応援体制等、官民が連携した防災体制の強化に取り組みます。

また、災害時の緊急輸送道路、防災拠点、避難所（屋内施設）・避難場所（屋外）等の災害時応急対策に必要な施設の整備に取り組みます。



7. 水と緑の保全と創出の方針

(1) 基本方針

① 豊かな自然環境・農地の保全

横手市は、奥羽山脈や出羽山地をはじめとした豊かな自然環境や都市公園など、多様な水と緑を有しています。これらは横手市の魅力となっていることから、多様な水と緑の保全に努めます。

② 身近な緑の保全と創出

市民の身近な憩いの場である都市公園がより一層市民に親しまれる場となるよう、市民・事業者・行政などの協働による公園の維持管理の促進に取り組みます。

(2) 水と緑の保全と創出の方針

① 自然環境の保全の方針

奥羽山脈や出羽山地、農地や横手市内を流れる雄物川、皆瀬川、横手川などの豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然保護意識の啓発を図るとともに、森林や里山、水辺空間の適正な管理を行います。

横手市の森林面積は 37,337ha で総面積の 53.8%を占め、適切な整備を推し進め、自然環境の保全を図っております。森林には、水源涵養や温暖化防止など様々な機能があることから、今後も持続的な環境保全に努めます。奥羽山脈につらなる横手地域東側の丘陵は、「山と川のあるまち」を構成する重要な要素であることから、今後も風致地区として保存を図ります。

豊かな自然環境や貴重な動植物の保護を図るため、道路、河川整備など公共工事の実施に際しては、自然環境や生態系の保全に配慮した事業を推進します。

② 都市公園等の整備の方針

都市計画公園の 2017（平成 29）年 3 月末 開設済み面積は、114.91ha で、都市計画区域内の住民一人当たりの公園面積は 12.9 m²/人で標準値の 10 m²/人を上回っています。今後は、既存の都市公園等について、市民が安心して利用できるよう安全面に配慮しながら、市民の憩いやふれあいの場として、適正な維持管理に取り組みます。また、イベントの開催等、公園の積極的な活用に取り組みます。

維持管理の効率化を図るため、総合公園や地区公園、墓園等の規模の大きな公園は、指定管理者制度の活用等の検討を行います。さらに、住宅地内にある身近な公園・緑地については、市民との協働の維持管理を推進します。

都市計画決定後、長期にわたり事業化されず未着手（未整備）になっている都市計画公園（都市計画公園の区域）については、必要性や事業の実現性を検証するとともに、関係者と協議し、計画区域の見直しを検討します。

③ 身近な緑の保全・創出の方針

緑あふれるゆとりある市街地を創出するために、住宅地においては、地域コミュニティ等との協働による緑化活動を促進します。



表 1 都市計画公園（2017（平成 29）年 3 月末）

都市計画公園 箇所数	26 箇所
都市計画決定面積 (ha)	274.69
開設済み面積 (ha)	114.91
一人当たり公園面積 (㎡/人)	12.9

(出典：秋田県の都市計画)

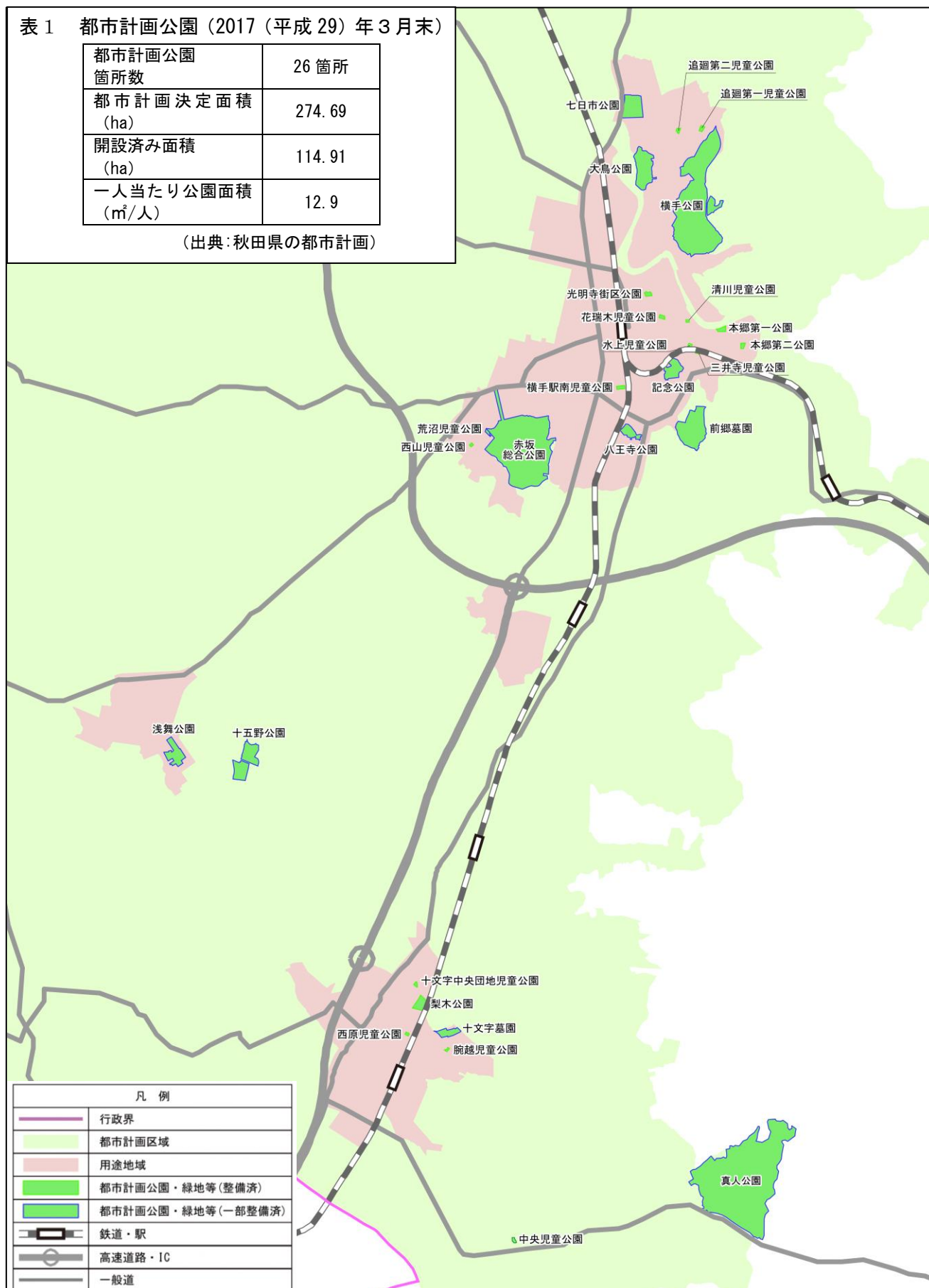


図 55 都市計画公園

8. 景観形成の方針

(1) 基本方針

① 風土を活かした景観形成

美しい自然景観を継承していくため、無秩序な開発を抑制し、山林や河川、農地の適切な保全に努めます。

② 歴史的なまちなみの保全

歴史的なまちなみが残る地区においては、歴史的建造物や統一感のあるまちなみの連続性を保全するとともに、歴史的風致と調和したまちなみの保全を図ります。また、観光地としての魅力を高める情報発信やまちなか回遊性の向上に努めます。

(2) 景観形成の方針

① エリア別景観の形成

ア) 市街地景観ゾーン

市街地景観ゾーンは、土地利用方針を踏まえ、各エリアの特性に応じた景観形成を誘導します。

(1) 中心拠点エリア、副拠点エリア

中心拠点は、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点として形成するエリアであることから、にぎわいと活力が感じられる景観の形成を誘導します。

また、副拠点エリアは、横手市の南部の玄関口で観光交流の核となる拠点として形成するエリアであることから、周辺の田園景観との調和を図りつつ、にぎわいと活力が感じられる景観の形成を誘導します。

(2) まちなか居住エリア、一般居住エリア

まちなか居住エリアは、暮らしの利便性が高く、住宅と商業・業務機能が調和したエリアであることから、良好な住宅地として、落ち着いた感じられるまちなみ景観の形成を誘導します。

一般居住エリアは、低層住宅を中心としたゆとりある居住エリアであることから、周辺の自然・田園と調和した緑豊かなまちなみの形成を誘導します。羽黒町・上内町等の歴史的な資源・史跡の周辺は、歴史的な趣を感じられる景観の形成を誘導します。

(3) 地域拠点エリア、田園居住エリア

地域拠点エリアは、各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを将来的にも継承していくための拠点として形成するエリアであることから、周辺の自然・田園と調和した緑豊かなまちなみの形成を誘導します。



イ) 田園景観ゾーン

平野部に広がる雄大な田園景観を保全するため、農地の保全を図ります。また、中山間地域等において耕作放棄地が増加していることから、良好な田園・里山の景観形成のために、適切な維持管理に取り組みます。

田園・里山に点在する集落は、鎮守の森や屋敷林、集落内を流れる水路等の保全を図り、良好な田園景観の保全を図ります。

ウ) 自然景観ゾーン（自然交流エリア）

地域間の交流の促進や観光、都市と農村の交流など、多様な交流の拡大を図るため、奥羽山脈と出羽山地等の山々に囲まれた盆地、雄物川水系の河川が流れる「山と川のあ
る景観」の保全・形成を図ります。

谷間に形成された山村集落の良好な景観を保全するため、道路沿道の屋外広告物や土地利用のあり方について誘導を図ります。

② 歴史的まちなみ

歴史的な面影が残されているまちなみなどについて、まちなみ景観を保全・形成すべきエリアとして位置づけ、沿道の建物形態や道路景観の向上を図るルールづくりに取り組みます。また、史跡等の歴史的な資源の周辺地域についても、保全を図るための土地利用や景観形成のルールの設定について検討します。

